

**四日市市配偶者等からの暴力（DV）防止基本計画
平成26年度事業進捗状況及び
計画前期2年間の実施評価報告書**

平成27年11月

四日市市

〔目 次〕

はじめに	1
四日市市配偶者等からの暴力（DV）防止基本計画の体系図	2
1. 平成 26 年度事業及び計画(前期)2 年間の実施評価（自己評価）	4
基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり	4
《進捗状況調査表》	7
基本目標Ⅱ 安心して相談できる体制づくり	11
《進捗状況調査表》	14
基本目標Ⅲ 被害者等の保護充実と加害者対策	18
《進捗状況調査表》	21
基本目標Ⅳ 被害者等の生活安定と自立支援	25
《進捗状況調査表》	28
2. 審議会による評価	35

はじめに

本市では、平成18年の四日市市男女共同参画推進条例施行後、平成22年3月に「男女共同参画プランよっかいち」を策定し、男女共同参画の推進に努めてきました。これまでの取り組みによって市民の意識改革は徐々に進んできましたが、近年は、配偶者等からの暴力(DV)に関する相談件数も増加傾向にあり、性別に基づく人権侵害について大きく認識されてきております。

本市ではこれまで、「男女共同参画プランよっかいち」に基づきDV防止や被害者の保護及び自立支援に努めてきましたが、それらの取り組みの一層の充実を図るため、平成24年度に四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画を策定しました。

今回は、計画実施の2年目である平成26年度の事業計画の実施状況について点検、評価を行ったものです。また、平成26年度は計画の前期期間最終年度でもあることから、前期期間2年間の評価も行っております。評価の仕方については、現状の「男女共同参画プランよっかいち」の評価方法と同様に、先ずそれぞれの事業担当所属で事業実施状況についての自己評価を行い、その結果と数値目標の進捗状況を併せて、男女共同参画審議会において4つの基本目標ごとの評価、及び総括評価をいただきました。

また、現計画は平成26年度に見直しを行い、男女共同参画プランよっかいちと合わせ、一つの計画として、平成27年3月に男女共同参画プランよっかいち 2015～2020 を新たに策定し、男女共同参画社会の実現に向けての取り組みとともに、DV防止や被害者の保護及び自立支援のための施策を、関係機関との連携を図りながら推進していきます。

四日市市配偶者等からの暴力（DV）防止基本計画の体系図

基本目標	重点課題	推進施策と主な関連事業
I DVを許さない社会づくり	1 市民意識の広がり 【前期重点事項】	<ul style="list-style-type: none"> * DV防止のための市民啓発 * 相談窓口の周知 * 男女共同参画の理念やジェンダーやDVについての正しい理解など男女共同参画意識の醸成 * 情報を主体的に読み解き、活用する能力の向上 * DVが子どもに与える影響についての理解促進
	2 若年層へのDV予防・人権教育 【前期重点事項】	<ul style="list-style-type: none"> * あらゆる暴力を許さない意識の啓発 * デートDVについて正しい理解の普及 * 命の尊厳と妊娠・出産・避妊に関する権利と責任についての啓発 * 自尊感情を育てる教育の推進 * 青少年の健全育成を阻害する環境の改善 * 保育士・教職員等に対する研修の充実
II 安心して相談できる体制づくり	1 相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> * 早い段階で気軽に相談を受けられるような広報の工夫や相談窓口づくり * 相談体制の拡充 * 専門家による相談の充実 * ネットワーク会議への参画等、関係機関との連携の強化 * 健康相談・情報提供の充実
	2 外国人等情報が届きにくい人への相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> * 外国人、障害者、高齢者等への情報提供、相談体制の充実 * 関係者への情報提供、連携強化 * NPOやボランティアの育成や支援
	3 相談員の資質向上と相談員に対する支援 【前期重点事項】	<ul style="list-style-type: none"> * 相談員に対する指導・助言の充実 * 庁内・外の組織的な連携体制の強化 * 研修の充実
	4 苦情受付体制の周知・活用	<ul style="list-style-type: none"> * 苦情相談窓口の周知 * 人権相談や国・県の相談窓口等の周知による、多元的な相談・苦情受付体制の周知

基本目標	重点課題	推進施策と主な関連事業
Ⅲ 被害者等の保護充 実と加害者対策	1 被害者の早期 発見 【前期重点事項】	* 関係者の研修と連携体制の充実 (医療関係者、警察、消防(救急)、民生委員・児童委員等の地域住民、児童相談窓口、介護事業者、障害福祉サービス事業者、病院や保健所等の保健関係者、保育園・幼稚園・学校等の保育・教育関係者など)
	2 緊急時におけ る被害者の 安全確保	* 相談施設の安全管理 * 緊急時における一時避難場所の確保 * 被害者に対する心理的ケアの充実 * 関係機関との連携による迅速な支援(一時保護・施設入所など)
	3 加害者対策	* 保護命令申立ての円滑実施 * DVの状況に応じた加害者向けプログラムの研究(プログラム開発・研修への要望、情報収集、NPO等実施団体の育成・支援など)
Ⅳ 被害者等の生活安 定と自立支援	1 生活安定と 自立促進	* 生活の場の確保 * 就労支援の充実 * 心理的支援の充実 * その他、自立生活に向けた必要な情報の収集と提供
	2 当事者の 子どもに 対する支援	* 保育・就学等の支援 * 継続的な心理的ケアの充実 * 養育についての継続的な支援
	3 情報提供・管 理の充実強化 と手続きの 一元化	* 被害者の負担を軽減し、迅速に手続きできる体制づくり * 住民基本台帳等の閲覧制限 * 被害者及び同伴する子どもに関する適切な情報管理
	4 長期に及ぶ 継続的な支援	* 継続的な支援の実施 * 庁内の職務関係者に対する研修と連携の強化 * 関係機関、専門的支援団体との連携

※【前期重点事項】

平成25年度から平成32年度までの計画期間のうち、平成25年度から平成26年度の2か年を「前期」として、特に重要な課題に対して集中的に取り組む期間としている。

早期に重点的に取り組む課題として、「市民意識の広がり」、「若年層へのDV予防・人権教育」、「相談員の資質向上と相談員に対する支援」、「被害者の早期発見」の4つをあげている。

1. 平成 26 年度事業及び計画(前期)2 年間の実施評価（自己評価）

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり

【目標指標】

項目	平成 23 年度 (基準値・実績値)	平成 25 年度 (実績値)	平成 26 年度 (実績値)	平成 26 年度 (前期の目標値)
DV防止等女性 の人権に関する事項の研修・ 広報回数	15回	20回	21回	20回

指標の設定について:

市民が常にDVに関する情報に触れられる状態にするため、研修、広報を行った回数を指標として設定した。

【参考指標】

項目	平成 23 年度 (基準値・実績値)	平成 25 年度 (実績値)	平成 26 年度 (実績値)
DV相談窓口について「知っている」 人の割合	27.9%	-	-
DV防止法について「法律の内容まで よく知っている」「名前を聞いたことが あり、ある程度知っている」人の割合	48.0%	61.9%	-

1. [平成26年度の評価]

実績評価:

平成 26 年度実績については、情報紙はもりあにて、女性に対する暴力をなくす運動期間の啓発、相談窓口の案内、DV防止講演会や、デートDV予防教育出前講座の状況など、DVに関する情報を1年間に10回掲載した。女性に対する暴力をなくす運動期間においては、商業施設にて、警察及び人権擁護委員と協力し、DV防止の街頭啓発を行い、また、市民や関係者向けにDV防止講演会を開催し、はもりあ来館者に対してはオブジェにパープルリボンを取り付けてもらい、DVについて考えていただく機会を提供した。

DV相談窓口の広報については、今後も引き続き被害者の安全を確保するためにも、なるべく加害者側には知られず、被害者には情報を伝えられるように工夫を行う必要がある。

【実績内訳】

情報紙はもりあ	: 10回掲載
人権のひろば	: 1回掲載
FMラジオ放送	: 1回放送
街頭啓発(DV相談啓発用品配布)	: 1回実施
展示パネルの設置	
はもりあ廊下	: 1回(通年)展示
人権フェスタ	: 1回展示
総合会館1階	: 1回(約1カ月)展示
パープルリボンオブジェの設置	: 1回(約1カ月)展示
DV防止講演会	: 1回開催
女性のための自己尊重講座	: 1企画3講座開催

(1) 重点課題とプラン・施策の方向(四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止計画より抜粋)

●重点課題1 「市民意識の広がり」

人権尊重の観点からも、性別に起因する差別・偏見やDVをはじめとするあらゆる暴力を許さない社会づくりに向け、関連するあらゆる機会をとらえて、世代・男女を問わず、DVについて、またジェンダーの視点や男女共同参画について分かりやすく伝えていきます。

●重点課題2 「若年層へのDV予防・人権教育」

保育園・幼稚園(認定こども園を含む)から高等教育機関まで、子どもにかかわるすべての場面で、発達・学習の段階にあわせた内容で、男女共同参画の理念やジェンダーについて学ぶとともに、あらゆる暴力を許さない意識の啓発を行っていきます。また、自分自身を大切に思う気持ち(自尊感情)を育むと同時に、命の尊厳と妊娠・出産・避妊に関して、主体的に考え、選択し、自己決定する権利と責任について学ぶことができる機会を拡大していきます。

(2) 主な取り組み状況

●重点課題1 「市民意識の広がり」

①男女共同参画課において、様々な暴力の種類に対する認識、あらゆる暴力は許されないこと、DV相談の窓口など、DVについての周知を目的に、情報紙の発行、各種イベント等でのパンフレットの配布、講演会の開催、パネル展示等を行った。また、女性に対する暴力をなくす運動期間中に、商業施設にて警察及び人権擁護委員と協力しDV防止の街頭啓発を行い、さらに、DVについて考えてもらうきっかけとして、はもりあミーティングフロアにパープルリボンのオブジェを置き、来館者にパープルリボンをつけていただくイベントを新たに行った。

[コード1・2・3・4]

②出前講座等にて、暴力(DV)防止の啓発やDVが子どもに与える影響を教育関係者及び保護者に向けて理解の促進を図った。[コード:5]

●重点課題2 「若年層へのDV予防・人権教育」

③男女共同参画課において、人権・ジェンダーに敏感な視点を養うために、人権擁護委員と協力して、幼稚園3園、保育園10園、小学校7校にて出前講座を行い、1,239名が受講した。また、デートDVについての正しい理解を図るため、中学校6校、高校2校、大学2校へ出前講座を行い、1,919名が受講した。[コード:1・2・3]

④要請訪問等でパンフレットを利用しながら、自尊感情を育てることの必要性を訴え、道徳教育等の中での事例なども紹介して、取り組みを促進した。[コード:4]

⑤講演会、事例研修、公開保育などを行い、保育士、幼稚園教諭に対する研修を行った。またこどもの人権、いじめ問題や同和教育について教職員研修を実施した。[コード:6]

2、計画前期2年間の評価

●重点課題1 「市民意識の広がり」【前期重点事項】

①市民啓発としてDV防止講演会を毎年開催してきたが、参加者数がH25年34名、H26年51名と伸び悩んでおり更なる啓発が必要である。広報については、毎月広報よっかいち下旬号裏表紙に相談窓口一覧を掲載しており、継続的に周知することができた。[コード1・2・3・4]

②あらゆる機会を通じて、暴力(DV)防止の啓発を行い、暴力(DV)防止の意識を高めていくことができた。[コード:5]

【前期重点事項の評価】

平成25年度より、DV相談窓口の周知のため、商業施設において警察及び人権擁護委員と協力し、女性に向けてDV相談窓口一覧が記載された啓発物品の配布を実施し、また、平成26年度からは、はもりあ内に2体のオブジェを設置し、来館者にパープルリボンを取り付けてもらうなど、市民にDVについて考えていただく機会を新たに提供してきた。今後も、DVについての理解とDV相談窓口の周知を図るために、引き続き啓発を行っていく。

●重点課題2「若年層へのDV予防・人権教育」【前期重点事項】

- ③ジェンダー平等教育出前講座については、2年間で 98 回、3,718 名の園児、小学生、保護者に対し実施することができた。デートDV予防教育出前講座については、2年間で 24 回、3,713名の中学生、高校生、大学生に対し実施することができた。今後も開催数を増やしていく。〔コード:1・2・3〕
- ④小・中学校における道徳教育の中で自尊感情を育てる取組を推進することができた。また、要請訪問等の機会にパンフレットを利用して、自尊感情を育てることの必要性を訴えることができた。〔コード:4〕
- ⑤人権保育、人権教育に関する研修を充実させ、保育士や幼稚園教諭の資質向上を図ることができた。また、男女共同参画課と教育支援課が協力し、毎年1回、小学校、中学校教職員向けにデートDV予防教育出前講座を実施しており、アンケート結果は好評であった。〔コード:6〕

【前期重点事項の評価】

平成24年度より、人権・ジェンダーに敏感な視点を養うために、人権擁護委員と協力して小学校に向けてのジェンダー平等教育出前講座を始めたが、平成25年度からは小学校だけでなく、対象を幼稚園、保育園にも広げ、開催数を増やしてきた。また、デートDV予防教育出前講座も、平成24年度は中学校向けに開催したが、平成25年度からは中学校、高校、大学と対象を広げ、開催数を増やしてきた。前期期間は終了したものの、若年層へのDV予防・人権教育は非常に重要な課題であることから、今後も引き続き重点的に取り組んでいく。

3、事業実施自己評価と計画前期2年間の評価

※別表「四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画における施策進捗状況調査表(基本目標Ⅰ)」のとおり

四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画における施策進捗状況調査表

基本目標 I DVを許さない社会づくり
重点課題1 市民意識の広がり【前期重点事項】

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった

「2年間の評価」について
◎ 施策を推進することができた ○ 概ね推進することができた
△ あまり推進することができなかった × 推進できなかった

コード	推進施策	実施事業	26年度			2年間(H25～H26)の評価		担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況	評価	評価の説明(理由)	
1	DV防止のための市民啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・DV防止講演会の実施 ・出前講座の実施 ・啓発パンフレットの作成、配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・DV防止講演会の実施 ・市民向け出前講座の実施 ・DV防止啓発冊子の作成、配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・DV防止講演会 1回 参加者数 51名 ・市民向け出前講座 3回 ・DV防止啓発パンフレット 1,000部作成 ・人権フェスタ、はもりあフェスタ等に配布 	A	○	市民啓発としてDV防止講演会を毎年開催しているが、参加者数がH25年34名、H26年51名にとどまり、更なる啓発が必要。	男女共同参画課
2	相談窓口の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・市広報、ホームページ、情報誌はもりあ等での広報 ・パンフレット、相談機関カードの作成、配布 ・相談機関一覧、福祉のてびき、母子健康手帳別冊等への掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ・市広報、情報誌「はもりあ」、パンフレット、ホームページ等での周知 ・相談窓口案内カードの設置場所の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・市広報 相談欄12回掲載 ・情報誌「はもりあ」4回掲載、うち2回全戸回覧 ・一部のコンビニの女性トイレに相談窓口案内カードを設置 	A	◎	広報は継続的に実施することができた。相談窓口案内カードの設置場所については、民間の事業所に設置を依頼し、一部のコンビニに協力いただいた。	男女共同参画課
			<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画課と協議のうえ、広報よっかいち等を通じて相談窓口を周知する 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月、広報よっかいち下旬号に相談窓口の一覧を掲載。 	A	◎	毎月、広報よっかいち下旬号の裏表紙下部に相談窓口の一覧を掲載しており、市民の目に触れることも多いと思われる。	広報広聴課
			<ul style="list-style-type: none"> ・市広報、HPへの掲載により、相談窓口を紹介する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市広報、HPへの掲載により、相談窓口を紹介した。 	A	◎	市広報、HPへの掲載により、相談窓口の周知を行った。	教育支援課
			<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き市広報、パンフレット、ホームページ等で周知する 	<ul style="list-style-type: none"> ・市広報、パンフレット、ホームページ等で周知を行った。 	A	◎	事業計画どおり、市広報、パンフレット、ホームページ等で相談窓口の周知を行うことができた。	市民生活課
			<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅の申込み等で来課された方に男女共同参画課等の相談窓口を周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅申し込み等で来課された方に男女共同参画課等の相談窓口を周知。 	A	◎	窓口での聞き取り等により、相談窓口を周知している。	市営住宅課
			<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親・寡婦家庭のしおり(年1回)発行 ・子育てリーフレット(10,000部)作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親・寡婦家庭のしおり(10月)発行 ・子育て情報リーフレット(10,000部)作成 	A	◎	計画どおり事業を実施することができた。	こども保健福祉課
			<ul style="list-style-type: none"> ・総合相談窓口である在宅介護支援センターや、地域包括支援センターについて、一般市民や福祉・医療関係者等に広く配布する「高齢者施策のあらまし」やホームページに掲載して引き続き周知に努めるとともに、市の出前講座や在宅介護支援センター・地域包括支援センターにおける運営協議会の場で、地域団体等に対しPRを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合相談窓口である在宅介護支援センターや、地域包括支援センターについて、一般市民や福祉・医療関係者等に広く配布する「高齢者施策のあらまし」やホームページに掲載して周知を行い、市の出前講座や在宅介護支援センター・地域包括支援センターにおける運営協議会の場で、地域団体等に対しPRを行った。 	A	◎	高齢者福祉施策の中核機関である、地域包括支援センターや在宅介護支援センターについては常に市出前講座や地域団体等への交流会等を通じて周知に努めており、確実に啓発活動を進めているところである。	介護高齢福祉課

四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画における施策進捗状況調査表

基本目標 I DVを許さない社会づくり
重点課題1 市民意識の広がり【前期重点事項】

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった

「2年間の評価」について
◎ 施策を推進することができた ○ 概ね推進することができた
△ あまり推進することができなかった × 推進できなかった

コード	推進施策	実施事業	26年度			2年間(H25～H26)の評価		担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況	評価	評価の説明(理由)	
3	男女共同参画の理念やジェンダーやDVについての正しい理解など男女共同参画意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座の実施 ・地区市民センター講座の実施 ・市民グループ(団体)との協働による講座の実施 ・講演会、学習会などの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座やさんかくカレッジ、はもりあフェスタ等での周知 ・防災を切り口とした地域への働きかけを行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・さんかくカレッジ(市民企画含む)8企画18講座 ・映画上映 1回 ・はもりあフェスタ(2/20～2/22) ・出前講座 3回 ・男女共同参画の視点を取り入れた地域づくりへの啓発として、各地区で開催する防災とまちづくりの講座について、6地区での開催を支援 	A	○	市民グループと協働のもと、さんかくカレッジ、はもりあフェスタを実施することができた。また、映画による視覚からの啓発や、防災を切り口として男女共同参画の視点の必要性を伝えることができた。26年度に実施した男性向け講座の参加者数が伸びなかったことから、男性への啓発が課題。	男女共同参画課
			<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き出前講座で市民の意識改革を図る ・地区市民センターにおいて、男女共同参画を推進するための講座の開催を継続していく 	<ul style="list-style-type: none"> 地区市民センター講座 ・男女共同参画講座 2センター 6回 290人 ・男女共同料理教室 3センター 4回 57人 ・男の料理教室 7センター 19回 422人 ・男女共同参画防災講演会 3センター 4回 238人 	A	◎	多くの地区市民センター事業として、男女共同参画を推進するための講座を開催することができた。また、平成25年度、平成26年度とも男女共同参画の視点を取り入れた防災講演会を開催した。コーディネーターとなる職員及び地域マネージャーの資質向上のために外部講師による男女共同参画研修会も行った。	地区市民センター(市民生活課)
4	情報を主体的に読み解き、活用する能力の向上	・講座の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・メディア・リテラシー講座を実施する ・情報紙「はもりあ」等での啓発を実施する 	<ul style="list-style-type: none"> ・メディアリテラシー講座 1回 参加者数56名 ・情報紙はもりあ発行 12回 	A	◎	男女共同参画の視点からのメディアリテラシー講座を市民及び職員向けに開催し、計118名の参加があった。参加者からは、参加型の講座で楽しく学べたと好評であった。	男女共同参画課
5	DVが子どもに与える影響についての理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座の実施 ・啓発パンフレット等の作成、配布 ・家庭教育講座等保護者向け講座の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座の実施 ・DV防止啓発冊子の作成、配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座 3回 ・人権フェスタ、はもりあフェスタ等で配布 	A	◎	DV防止啓発冊子の見直しを行い、新たに作成し、配布を行った。いきいき出前講座については、計7回実施し性別による固定的役割分担意識の解消に努めた。	男女共同参画課
			<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレットや出前講座等による啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座を行い啓発に取り組んだ。 	A	◎	パンフレットを使った出前講座を行った。	こども保健福祉課
			<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、保護者会などを通じて、暴力(DV)防止の啓発を行い、暴力(DV)防止の意識を高めていく 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者会などを通じて、暴力(DV)防止の啓発を行い、暴力(DV)防止の意識を高めていくことができた。 	A	◎	各園において、あらゆる機会を通じて、暴力(DV)防止の啓発を行い、暴力(DV)防止の意識を高めていくことができた。	保育幼稚園課
			<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育講座について、3か年計画の1年目として、29公立幼・小・中学校園に、また、6私立幼・小・中学校園に業務を委託する ・地域において家庭教育等に関する出前講座を開催する 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画どおり家庭教育講座事業を実施することができた。 ・出前講座の開催年間 15回 	A	◎	各学校園において、実態に応じた講演会を開催し、家庭の教育力向上を推進することができた。	こども未来課(青少年育成室)
			<ul style="list-style-type: none"> ・DVが子どもに与える影響について、各小中学校において研修を行い、理解促進を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・副読本などを活用した研修などを行い、DVが子どもに与える影響について理解促進をした 	B	○	担当者研修会において、男女共同参画課の出前講座を紹介したりするなど、各校での研修や理解促進を図った。	指導課
			<ul style="list-style-type: none"> ・今年度も学校を通して保護者などから出前講座等の依頼がある場合、講座を実施し、その他の人権にかかわる講座の中でも折にふれ、話題に盛り込んでいく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・DVに特化した出前講座等の依頼はなかったが、保護者学習会等の中で、男女共同参画の視点をもった内容を探り入れて話をした。 	B	○	DVに特化した出前講座等の依頼はなかったため、詳しく話をすることはできなかったが、保護者学習会等の中で、男女共同参画の視点をもった内容を探り入れて話をすることができた。	人権・同和教育課

四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画における施策進捗状況調査表

基本目標 I DVを許さない社会づくり
重点課題2 若年層へのDV予防・人権教育【前期重点事項】

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった

「2年間の評価」について
◎ 施策を推進することができた ○ 概ね推進することができた
△ あまり推進することができなかった × 推進できなかった

コード	推進施策	実施事業	26年度			2年間(H25～H26)の評価		担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況	評価	評価の説明(理由)	
1	あらゆる暴力を許さない意識の啓発	・保育・教育機関への人権・ジェンダーに敏感な視点を養うための出前講座の実施	・幼稚園、保育園、小学校へのジェンダー平等教育出前講座の実施	・ジェンダー平等教育出前講座 45回開催 参加者数 1,524名	B	○	2年間で98回、3,718名の園児、小学生、保護者に対しジェンダー平等教育出前講座を実施することができた。今後も開催数を増やしていく。	男女共同参画課
			・引き続き、子どものための出前講座「みんな大すき・みんなたいせつ」を実施	・子どものための出前講座「みんな大すき・みんなたいせつ」の実施 25会場、1,686名参加	A	◎	子ども向け事業として、出前講座を実施しており、参加者数がH25年1179名、H26年1686名の実績があった。保育園・幼稚園・学童保育に事業案内しており、年々、参加者は増加傾向にある。	人権センター
2	デートDVについて正しい理解の普及	・中学・高校・大学等でのデートDV防止講座の実施 ・デートDV防止パンフレット等の作成、配布	・中学、高校、大学等へのデートDV防止出前講座の実施 ・デートDV防止パンフレット等の配布	・デートDV防止出前講座 10回開催 参加者数 1,919名 ・参加者すべてにパンフレット配布	B	○	2年間で24回、3,713名の中学生、高校生、大学生に対し、デートDV予防教育出前講座を実施することができた。今後も開催数を増やしていく。	男女共同参画課
			・デートDV防止パンフレット(男女共同参画課)を活用したデートDVについての理解促進を図る	・デートDV防止パンフレット(男女共同参画課)を活用したデートDVについての理解促進を図った	B	○	担当者研修会において、男女共同参画課の出前講座を紹介したりするなど、各校での研修や理解促進を図った。	指導課
			・今年度も学校を通して保護者などから出前講座等の依頼がある場合、講座を実施し、その他の人権にかかわる講座の中でも折にふれ、話題に盛り込んでいく。	・デートDVに特化した出前講座等の依頼はなかったが、保護者学習会等の中で、男女共同参画の視点をもった内容を採り入れて話をした。	B	○	デートDVに特化した出前講座等の依頼はなかったため、詳しく話をすることはできなかったが、保護者学習会等の中で、男女共同参画の視点をもった内容を採り入れて話をすることができた。	人権・同和教育課
3	命の尊厳と妊娠・出産・避妊に関する権利・責任についての啓発	・子どもの発達段階に応じた性教育の実施 ・パンフレット等の作成、配布 ・性に関する相談の実施	・性教育の実施(HIV,性感染症予防を含む) ・教科・特別活動や道徳等で学習指導要領に基づき、様々な視点で命の大切さに関する指導や発達段階に応じた適切な性に関する指導の継続 ・昨年度に引き続き今年度も保健予防課と共同して出前授業の募集を全中学校へかける	・性教育の実施(HIV,性感染症予防を含む) ・教科・特別活動や道徳等で学習指導要領に基づき、様々な視点で命の大切さに関する指導や発達段階に応じた適切な性に関する指導の継続を行った ・性感染症出前授業として四日市市保健所保健予防課と共同して1小、1中学校児童生徒を対象に行った	B	○	各小中学校において、学習指導要領に基づき子どもの発達段階に応じた性に関する指導を行うことができた。 また、出前講座の希望を全小中学校にかけ、1小、1中で行うことができた。	指導課
			・電話及び来所相談による対応を行う。	・26年度、電話及び来所相談の実績はなかったが、今後も電話及び来所相談による対応を行う。	A	◎	電話及び来所相談による対応を行った。	教育支援課
			・「青少年と家庭の悩み相談」において相談事業を実施する	・相談内容に応じて関係機関と密接な連携をとりながら対応できた。	A	◎	計画どおり相談事業を実施し、性に関する相談内容においては、適切に関係機関への報告や相談等を実施できた。	こども未来課 (青少年育成室)
			・性に関する相談の実施 ・デートDV防止出前講座を通じての啓発 ・パンフレット等の配布	・性に関する相談 1件 ・デートDV防止出前講座 10回開催 参加者数 1,919名 ・出前講座、人権フェスタ等にてパンフレット配布	A	○	2年間で24回、3,713名の中学生、高校生、大学生に対し、デートDV予防教育出前講座を実施することができた。今後も開催数を増やしていく。	男女共同参画課

四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画における施策進捗状況調査表

基本目標 I DVを許さない社会づくり
重点課題2 若年層へのDV予防・人権教育【前期重点事項】

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった

「2年間の評価」について
◎ 施策を推進することができた ○ 概ね推進することができた
△ あまり推進することができなかった × 推進できなかった

コード	推進施策	実施事業	26年度			2年間(H25～H26)の評価		担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況	評価	評価の説明(理由)	
4	自尊心を育てる教育の推進	・保育園・幼稚園における保育・教育や小・中学校における道徳教育の中での取り組みの推進	・引き続き、園児に対して、年齢に応じたねらいにより、人権保育、人権教育を実施していく	・進んで自分の意見を主張したり、相手の意見を受け入れる力を育成するため、園児に対して、年齢に応じたねらいにより、人権保育、人権教育を実施していくことができた。	A	◎	園児に対し、進んで自分の意見を主張したり、相手の意見を受け入れる力を育成していく年齢に応じた人権保育、人権教育を実施できた。	保育幼稚園課
			・H26年度配布の「私たちの道徳(文科省)」を活用し、自尊心を育む授業実践を行う	・すべての学校で心のノート(文科省)を活用し自尊心を育む授業実践を行った	A	◎	小・中学校における道徳教育の中で自尊心を育てる取組を推進することができた。	指導課
			・今年度も要請訪問等でパンフレットを利用しながら、自尊心を育てることの必要性を訴え、道徳教育等の中での事例なども紹介して、取り組みを促進していく。	・要請訪問等でパンフレットを利用しながら、自尊心を育てることの必要性を訴え、道徳教育等の中での事例なども紹介して、取り組みを促進した。	A	◎	要請訪問等の機会にパンフレットを利用して、自尊心を育てることの必要性を訴えることができた。	人権・同和教育課
			・学校訪問時における各学校の取組に対する指導・助言を行う。	・学校訪問時に各学校の取組に対する指導・助言を行った。	A	◎	学校訪問時に各学校の取組に対する指導・助言を行った。	教育支援課
5	青少年の健全育成を阻害する環境の改善	・啓発パンフレット等の配布 ・出前講座の開催	・街頭補導等による見守り活動を実施する ・教職員・保護者を対象とした有害情報対策研修会を開催する ・啓発パンフレット等を作成・配布する ・小中学生・保護者・地域住民を対象とした出前講座(e-ネット安心講座)を開催する	・街頭補導等による見守り活動 年間のべ373回 ・有害情報対策研修会(8月)の開催 ・出前講座の開催 年間67件	A	◎	計画どおり推進することができた。	こども未来課 (青少年成室)
6	保育士・教職員等に対する研修の充実	・保育士・教職員等の保育・教育関係者、人権擁護委員、NPO等への研修の実施	・講演会、事例研修、公開保育などを行い、保育士、幼稚園教諭に対する研修を行う	・講演会、事例研修、公開保育などを行い、保育士、幼稚園教諭に対する研修を行った。	A	◎	人権保育、人権教育に関する研修を充実させ、保育士や幼稚園教諭の資質向上を図ることができた。	保育幼稚園課
			・平成26年7月29日、7月30日、8月18日の3日間に、人権・同和教育研修を実施。講師は、神戸親和女子大学教授の新保真紀子さん、人権楽習塾主任指導員の太谷真砂子さん、日永地区子ども人権文化協議会さん	・こどもの人権、いじめ問題や同和教育について教職員研修を実施した。	A	◎	人権・同和教育の教職員研修を継続して実施することができた。また、研修方法もワークショップ形式や現地での学習会などを取り入れ実践的な研修を行った。	教育支援課
			・今年度も各校園からの要請訪問や研修会を通して、助言等を行い研修会の充実に努める。	・各校園からの要請訪問や研修会を通して、助言等を行い研修会の充実に努めた。	A	◎	各校園からの要請訪問や研修会を通して、助言等を行い、研修会の充実に努めることができた。	人権・同和教育課
			・教職員等向けにデートDV出前講座の実施	・小学校、中学校教職員向けデートDV予防教育出前講座 1回開催 参加者数 21名	A	◎	教育支援課と協力し、毎年1回、小学校、中学校教職員向けにデートDV予防教育出前講座を実施することができており、アンケート結果は好評であった。	男女共同参画課

基本目標Ⅱ 安心して相談できる体制づくり

【目標指標】

項目	平成 23 年度 (基準値・実績値)	平成 25 年度 (実績値)	平成 26 年度 (実績値)	平成 26 年度 (前期の目標値)
婦人相談員の外部研修派遣回数	31回	23回	10回	36回

指標の設定について:

市民が安心して相談できるよう、婦人相談員の資質向上を図るため、外部研修に派遣した回数を指標として設定した。

【参考指標】

項目	平成 23 年度 《基準値・実績値》	平成 25 年度 (実績値)	平成 26 年度 (実績値)
男女共同参画センターにおける相談延べ件数	2,434 件	3,594 件	3,485 件
うち、DVに係る相談延べ件数	869 件	2,278 件	2,086 件

1. [平成26年度の評価]

実績評価:

平成 26 年度実績については、男女共同参画センターにおける相談延べ件数 3,485 件のうち、DVに係る相談延べ件数は 2,086 件であった。また、男性の電話相談を年 10 回実施し、相談件数は 6 件であった。平成 25 年度より、毎週水曜日に実施している夜間電話相談については、平成 26 年度は 20 件と平成 25 年度の 16 件より増加しており、定着してきたものと思われる。

相談員の資質向上のため、平成 26 年度は内部研修ではスーパービジョン(※)を 48 回実施し、外部研修への派遣を 10 回行った。また、平成 26 年度より、弁護士、臨床心理士とのアドバイザー契約により、随時に専門家と相談できる体制を整えたことで、相談者への対応をより充実させることができた。今後も相談員の資質向上とメンタルケアのために、研修等充実させていく必要がある。

※スーパービジョン:相談員の資質の向上のため、熟練した指導者(スーパーバイザー)が示唆や助言を与えながら行う教育。

(1) 重点課題とプラン・施策の方向(四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止計画より抜粋)

●重点課題1 「相談体制の充実」

相談を通じて、必要な支援施策を情報提供することで解決につながる事案もあれば、支援を受けるための手続きや専門家による相談など次の支援への円滑な移行を促したり、同行支援や警察等による保護を迅速に行う必要のある重篤な事案もあります。また、男性向け相談では、DVを行ってしまう夫からの相談もあり、加害者への働きかけも含めたあらゆる相談ケースに、いつでも適切に対応できるように相談体制の充実と機能強化を図ります。

●重点課題2 「外国人等情報が届きにくい人への相談体制の充実」

DV被害者が外国人や障害者、高齢者等の場合、行政の支援策等の情報が届きにくかったり、言葉等コミュニケーションの問題から、十分に意思が伝わらずに適切な相談や支援が受けられないことが考えられます。コミュニケーション上の障壁をなくして情報収集・相談等ができるよう、通訳(外国語・日本語間の通訳、手話通訳など)や翻訳資料(外国語・日本語間の通訳、点訳・音訳など)などの体制の整備を進めます。

●重点課題3 「相談員の資質向上と相談員に対する支援」

DVに関する相談や支援に携わる相談員は、被害者に寄り添う一方で、深刻な課題に継続的な緊張のなかで対処しています。また、単に暴力があったというだけでなく、様々な社会的背景が密接に絡んだ問題であるため、自らの行う相談援助が適切なものであるかどうか常に意識しながら取り組む必要があります。相談員自身の資質向上を図るとともに、相談員自身がひとりで問題を抱え込むことがないように、組織全体で対応していきます。

●重点課題4 「苦情受付体制の周知・活用」

DV被害者に対する支援は、被害者自身の意思を尊重し、その気持ちに寄り添いながら必要な支援が行われるよう努めています。二次被害や想定外の事態が起こらないとは限りません。

市民、とりわけ当事者に、男女共同参画センターへ苦情を申し出ることができることの周知を図ります。

(2) 主な取り組み状況

●重点課題1 「相談体制の充実」

① 広報よっかいちや情報紙はもりあ、ホームページなどで広報は継続的に実施することができた。また、一部のコンビニの女性トイレに相談窓口案内カードを設置した。〔コード1〕

② 女性のための電話相談では、通常の相談に加え週1回夜間電話相談を実施した。また、女性弁護士による弁護士相談を延べ23人、女性の臨床心理士による臨床心理士相談を延べ47人に行った。他に、男性の電話相談を10回開設した。また、精神科医師の相談を延べ64人、精神保健福祉士の相談を延べ132人が受け、健康相談には3,463人の相談があった。〔コード:2・3・5〕

③ 四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議の委員会、推進委員会、部会等計12回開催した。県内の市町が連携をとるため、婦人保護主管係長会議及び婦人相談員連絡協議会に出席し、担当者間での連携を図った。庁内においても人権にかかる相談ネットワーク連絡会を4回開催し、相談窓口情報の更新や、各課相談窓口の状況について意見交換をおこない連携を図った。〔コード:4〕

●重点課題2 「外国人等情報が届きにくい人への相談体制の充実」

④ 外国人にも情報が届きやすいよう、外国語版広報よっかいちにて周知し、外国語版相談窓口案内カード(5か国語)の配布を行った。また、相談体制についても外国語対応が可能な職員の配置、また通訳及び手話通訳者の養成及び派遣を行った。高齢者にも、市内の在宅介護支援センター及び包括支援センターと連携のもと、相談及び見守り活動を実施した。〔コード:1〕

⑤ 四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議や研修会等を開催し、関係者との連携強化と資質向上を図った。〔コード:2〕

●重点課題3 「相談員の資質向上と相談員に対する支援」

⑥ 男女共同参画課における女性相談については、相談員の資質向上のため、熟練した指導者によるスーパービジョンを48回実施した。また、平成26年度より、弁護士、臨床心理士とのアドバイザー契約により、随時に専門家と相談できる体制を整えたことで、相談者への対応をより充実させることができた。〔コード:1〕

⑦ 関係機関との組織的な連携を強化するため、ネットワーク会議へ参加及び国、東海、県婦人相談員連絡協議会への参画を継続して行い、併せて研修への参加も行った。また、庁

内においても弁護士による法律学習会や人権カウンセラー養成研修を行った。〔コード:2、3〕

●重点課題4「苦情受付体制の周知・活用」

⑧面接相談を行う部屋に、苦情相談窓口について記載したパネルを設置し、それをを用いて婦人相談員から相談者へ直接説明を図った。〔コード:1〕

2、計画前期2年間の評価

●重点課題1「相談体制の充実」

①広報等、様々な媒体で、相談情報の紹介が継続的に実施することができた。相談窓口案内カードの設置場所については、民間の事業所に設置を依頼し、一部のコンビニに協力いただいた。〔コード1〕

②婦人相談員による女性相談、弁護士や臨床心理士、精神科医師、精神保健福祉士による専門相談を継続して実施することができた。〔コード:2・3・5〕

③各種ネットワーク会議に参加し、関係機関との顔の見える関係づくりに努めるとともに、関係機関と連携を図り情報交換を行うことができた。

●重点課題2「外国人等情報が届きにくい人への相談体制の充実」

④外国語版広報よっかいち及び外国語版相談窓口案内カードを活用し周知を図ることができた。また、多文化共生サロン、国際交流センター等において、母語による情報提供等を行うことができた。〔コード:1〕

⑤関係機関主催の研修に職員を派遣し、資質向上を図ることができた。また、関係機関との連携を密にし、情報提供しやすい環境を整えることができた。〔コード:2〕

●重点課題3「相談員の資質向上と相談員に対する支援」【前期重点事項】

⑥スーパービジョン研修を計画どおり実施することができた。また、弁護士及び臨床心理士とアドバイザー契約を締結したことで、随時に専門家と相談できる体制が整い、相談者への対応をより充実させることができた。〔コード:1〕

⑦相談員の資質向上のために、外部研修へ派遣するよう努めているが、相談内容の複雑化等により時間を要する案件が多くなり、研修に参加することが難しくなっている。〔コード:2、3〕

【前期重点事項の評価】

相談員の資質向上及びメンタルケアのため、平成25年度にスーパービジョン研修の回数を増加し、また、平成26年度には弁護士、臨床心理士とアドバイザー契約を締結して随時専門家との相談体制を整えるなど、法律、心理面に関する相談へのフォローを充実させた。しかし、年々相談内容が多様化・複雑化してきており、今後も引き続き相談体制が充実するよう図っていく。

●重点課題4「苦情受付体制の周知・活用」

⑧苦情相談窓口については、相談による二次被害を防ぐため、当センターへの相談者に周知を図ることに重点を置き、周知に努めた。〔コード:1〕

3、事業実施自己評価と計画前期2年間の評価

※別表「四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画における施策進捗状況調査表(基本目標Ⅱ)」のとおり

四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画における施策進捗状況調査表

基本目標Ⅱ 安心して相談できる体制づくり
重点課題1 相談体制の充実

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった

「2年間の評価」について
◎ 施策を推進することができた ○ 概ね推進することができた
△ あまり推進することができなかった × 推進できなかった

コード	推進施策	実施事業	26年度			2年間(H25～H26)の評価		担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況	評価	評価の説明(理由)	
1	早い段階で気軽に相談を受けられるような広報の工夫や相談窓口づくり	・市の広報媒体での情報提供の他、民間のメディアの活用を進める ・相談カードの女性用トイレ等への設置の拡大	・市広報、ホームページ等での情報提供 ・相談窓口案内カードの設置場所の拡大	・市広報 相談欄12回掲載 ・情報紙「はもりあ」4回掲載、うち2回全戸回覧 ・一部のコンビニの女性トイレに相談窓口案内カードを設置	B	○	広報は継続的に実施することができた。相談窓口案内カードの設置場所については、民間の事業所に設置を依頼し、一部のコンビニに協力いただいた。	男女共同参画課
			・広報よっかいち下旬号での相談情報の掲載 ・CMSでの相談情報の掲載 ・人権フェスタでの相談情報の提供	・広報よっかいち下旬号にて、相談情報を掲載 ・CMSにおいても、相談情報を掲載 ・人権フェスタで、人権センターの事業紹介	A	◎	広報等、様々な媒体で、相談情報の紹介ができた。引き続き、相談情報を掲載するとともに、あらゆる機会を活用し、周知を図る。	人権センター
2	相談体制の拡充	・女性相談員による相談の充実 ・相談対応時間の拡充 ・男性向け相談の実施	・女性相談員による相談の充実 ・夜間電話相談窓口の拡充 ・男性向け電話相談の実施	・女性のための相談件数 3,485件 ・夜間電話相談毎週水曜日実施 ・男性電話相談10回開催 相談件数 6件	A	◎	平成26年度より、弁護士、臨床心理士とのアドバイザー契約により、随時に専門家と相談できる体制が整ったことで、相談者への対応をより充実させることができた。	男女共同参画課
3	専門家による相談の充実	・弁護士による法律相談の実施 ・臨床心理士による相談の実施 ・精神科医師等による精神保健相談の実施	・女性弁護士による弁護士相談の実施 ・女性臨床心理士相談の実施	・女性弁護士による弁護士相談 23人 ・女性臨床心理士相談 延べ47人	A	◎	2年間で、弁護士相談45人、臨床心理士相談延べ94人に対し実施することができた。今後も継続して実施していくことが必要。	男女共同参画課
			・精神科医師による相談の実施 ・精神保健福祉士による相談の実施	・精神科医師の相談 延64件 ・精神保健福祉士の相談 延132件	A	◎	相談事業をきめ細かく周知した結果、相談件数は増加した	保健予防課
4	ネットワーク会議への参画等、関係機関との連携の強化	・県内のDV相談担当部署、施設との連携 ・四日市地域DV防止会議への参加 ・子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議の充実 ・人権にかかる相談ネットワーク連絡会の充実	・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議への参画 ・県内婦人相談所管内所属との連携 ・三重県婦人相談員連絡協議会への参画 ・四日市地域DV防止会議(事務局:四日市保健福祉部)に参画 ・人権にかかる相談ネットワーク連絡会への参画	・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議 12回開催(委員会2回、推進委員会2回、部会8回) ・婦人保護主管係長会議出席 ・婦人相談員連絡協議会出席 ・四日市地域DV防止会議出席 ・人権にかかる相談ネットワーク連絡会出席	A	◎	各種ネットワーク会議に参加し、関係機関との顔の見える関係づくりに努めた。	男女共同参画課
			・婦人相談にかかる研修へ参加する ・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議の開催	・婦人相談にかかる研修として、DV防止講演会や、養育費相談支援に関する研修へ参加した。 ・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議の開催 委員会 2回 推進委員会全体会 2回 実務者会議 6回 ケース会議 95回	A	◎	計画どおり事業を実施することができた。	こども保健福祉課
			・年4回、人権にかかる相談ネットワーク連絡会を開催予定	・人権にかかる相談ネットワーク連絡会を4回開催した。相談窓口情報の更新や、各課相談窓口の状況について意見交換をおこなった	A	◎	人権にかかる相談ネットワーク連絡会を年4回開催し、予定どおり実施できた。また、関係各課連携を図れるよう情報交換を行うことができた。	人権センター
5	健康相談・情報提供の充実	・成人健康相談 ・更年期講座等の実施	・健康相談窓口を月～金(祝日を除く)8時30分～17時15分随時実施(来所相談・電話相談) ・健康教育の際にも相談を実施(実績には、男女を含む) 計3,463人	・健康相談窓口を月～金(祝日を除く)8時30分～17時15分随時実施(来所相談・電話相談) ・健康教育の際にも相談を実施(実績には、男女を含む) 計3,463人	A	◎	相談内容によって必要に応じて関係機関と連携を図り、適切な対応ができた。	健康づくり課
			・さんかくカレッジや市民企画のワークショップ等にて更年期等に関する講座を開催	・さんかくカレッジ(市民企画)「今を生き抜く3つの力」を開催し、その中で「姿勢は健康の源」と題し、実践講座を開催した。また、はもりあフェスタにて、生活習慣やストレッチヨガのワークショップ(市民企画)を開催した。	A	◎	平成25年度はウィメンズセンター大阪と、平成26年度は市民グループと共同開催し、健康に関する講座を実施することができ、合わせて延べ371名の参加があった。	男女共同参画課

四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画における施策進捗状況調査表

基本目標Ⅱ 安心して相談できる体制づくり
重点課題2 外国人等情報が届きにくい人への相談体制の充実

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった

「2年間の評価」について
◎ 施策を推進することができた ○ 概ね推進することができた
△ あまり推進することができなかった × 推進できなかった

コード	推進施策	実施事業	26年度			2年間(H25～H26)の評価		担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況	評価	評価の説明(理由)	
1	外国人、障害者、高齢者等への情報提供、相談体制の充実	・外国語版のDV防止パンフ、相談機関一覧等の作成、配布 ・相談時の外国語通訳、手話通訳・要約筆者の派遣	・外国語版広報よっかいちによる周知 ・外国語版相談窓口案内カードの配布	・外国語版広報よっかいちによる周知 1回 ・外国語版相談窓口案内カード(5か国語)の配布	A	◎	外国語版広報よっかいち及び外国語版相談窓口案内カードを活用し周知を図ることができた。(外国人相談者数 H25 21人 H26 23人)	男女共同参画課
			・DVなど緊急時通訳派遣 ・多文化共生サロンで多文化共生に係る情報提供と行政等への窓口案内におけるポルトガル語等対応可能な女性職員の配置 1人 ・国際交流センターにおける中国語・ポルトガル語・スペイン語対応可能な生活相談担当の女性職員の配置 3人 ・生活オリエンテーションにおけるポルトガル語対応可能な女性職員の配置 1人	・緊急時の通訳派遣1件(フィリピン語) ・多文化共生サロンにおけるポルトガル語対応可能な女性職員の配置 1名 ・国際交流センターにおける英語・中国語・ポルトガル語・スペイン語対応可能な生活相談担当の職員の配置 4名 ・生活オリエンテーションにおけるポルトガル語対応可能な女性職員の配置 1名	A	◎	多文化共生サロン、国際交流センター等において、母語による情報提供等を行うことができた。	市民生活課(多文化共生推進室)
			・手話通訳者・要約筆者を養成するとともに、必要に応じて派遣する	・養成及び派遣を実施した。	A	◎	継続して、養成・派遣ができています。	障害福祉課
			・市内26カ所に設置されている在宅介護支援センター及び市内3カ所に設置されている地域包括支援センターや民生委員、自治会、介護事業所等と連携して、電話・来所・訪問による相談・見守り活動の強化に努めると同時に、相談機関としての在宅介護支援センター、地域包括支援センターの周知を図る。	①地域包括支援センター・在宅介護支援センターにおける相談件数 43,378件 ②地域包括支援センター・在宅介護支援センターが支援にあたり、関係機関と連携した件数 34,810件	A	◎	様々な機会を活用して、在宅介護支援センターや地域包括支援センターの周知を行うことができた。	介護・高齢福祉課
2	関係者への情報提供、連携強化	・関係職員に対する研修の実施 ・国際交流センター、国際共生サロン、介護事業者、障害福祉サービス事業者等へのDV及び相談窓口についての研修の実施	・関係職員に対する研修の実施 ・子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議を活用し情報の共有を図る	・DV防止講演会開催 1回 参加者数 51名 ・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議 12回開催(委員会2回、推進委員会2回、部会8回)	A	○	関係者及び市民向けにDV防止講演会を実施し、平成25年度は「声なき声を聴くDV相談をめざして」を、平成26年度は「STOP! デートDV～防止のための基礎講座～」を開催した。参加者からの反響は大きかったが、参加者数が目標に届かず、更なる周知が必要。	男女共同参画課
			・相談窓口担当者の資質向上を図る研修(三重県国際交流財団等関係機関主催)に職員を派遣する	・多文化共生推進モデル地区担当コーディネーター1名を、全国市町村国際文化研修所主催の研修に派遣し、資質向上を図った。	A	◎	関係機関主催の研修に職員を派遣し、資質向上を図ることができた。	市民生活課(多文化共生推進室)
			・関係機関へ情報提供し、連携強化に努める	・市民からの問い合わせ等について、迅速に関係機関へ情報提供することができた。	A	◎	関係機関との連携を密にし、情報提供しやすい環境を整えることができた。	障害福祉課
			・「四日市市高齢者みまもりネットワーク会議」や「四日市市介護保険サービス事業者連絡会」及び民生委員の定例会等において情報提供や研修を実施する。また出前講座なども活用する。	①四日市市見守りネットワーク会議開催回数 1回・研修会開催1回 ②各地区における民生委員定例会に出席し、情報交換等を通じて周知を行った。	B	○	関係機関との交流会、連絡会等を通じて情報交換等を実施した。さらに交流を活発化したいところである。	介護・高齢福祉課
3	NPOやボランティアの育成や支援	・補助金の交付等市民活動への支援	・市民活動団体への財政面も含めて活動支援を行う	・市民活動団体の拠点施設として、市民活動センターを提供し、また、情報提供を行った。 ・男女共同参画に関わるNPO:17 ・個性あるまちづくり支援事業費補助金交付団体:9	A	◎	市民活動団体の拠点施設として、市民活動センターを提供し、また、情報提供を行うことができた。 市民活動団体への財政面も含めて活動支援を行うことができた。	市民協働安全課

四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画における施策進捗状況調査表

基本目標Ⅱ 安心して相談できる体制づくり
重点課題3 相談員の資質向上と相談員に対する支援【前期重点事業】

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった

「2年間の評価」について
◎ 施策を推進することができた ○ 概ね推進することができた
△ あまり推進することができなかった × 推進できなかった

コード	推進施策	実施事業	26年度			2年間(H25～H26)の評価		担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況	評価	評価の説明(理由)	
1	相談員に対する指導・助言の充実	・熟練した指導者による相談員に対する指導、助言の実施	・スーパービジョン研修の実施 ・弁護士によるサポート体制の構築 ・臨床心理士によるサポート体制の構築	・スーパービジョン研修の実施 48回 ・弁護士及び臨床心理士とのアドバイザー契約を締結	A	◎	スーパービジョン研修を計画どおり実施することができた。また、弁護士及び臨床心理士とアドバイザー契約を締結したことで、随時に専門家と相談できる体制が整い、相談者への対応をより充実させることができた。	男女共同参画課
2	庁内・外の組織的な連携体制の強化	・子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議の充実 ・人権にかかる相談ネットワーク連絡会の充実 ・相談内容に沿った連携マニュアルの作成 ・県婦人相談連絡協議会への参画	・婦人相談にかかる研修への参加 ・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議の開催	・婦人相談にかかる研修として、DV防止講演会や、養育費相談支援に関する研修へ参加した。 ・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議の開催 委員会 2回 推進委員会全体会 2回 実務者会議 6回 ケース会議 95回	A	◎	計画どおり事業を実施することができた。	こども保健福祉課
			・婦人相談に係る書類様式の見直しを図る ・県婦人相談連絡協議会への参画	・婦人相談に係る書類様式の見直しを実施 ・県、東海、全国婦人相談連絡協議会へ出席(研修含む) 4回	A	◎	事務の簡素化、効率化の観点から、書類様式の見直しを実施した。また、婦人相談連絡協議会に出席することにより、顔の見える関係づくりに努めた。	男女共同参画課
			・年4回、人権にかかる相談ネットワーク連絡会を開催予定	・人権にかかる相談ネットワーク連絡会を4回開催した。相談窓口情報の更新や、各課相談窓口の状況について意見交換をおこなった	A	◎	人権にかかる相談ネットワーク連絡会を年4回開催し、予定どおり実施できた。また、関係各課連携を図れるよう情報交換を行うことができた。	人権センター
3	研修の充実	・相談員の外部研修派遣 ・各ネットワーク会議での研修の実施	・相談員の外部研修へ派遣 ・電話ボランティア研修の実施	・外部研修への派遣 10回 ・電話相談ボランティア研修の実施 4回	B	○	相談員の資質向上のために、外部研修へ派遣するよう努めているが、相談内容の複雑化等により時間を要する案件が多くなり、研修に参加することが難しくなっている。	男女共同参画課
			・相談員の外部派遣研修を充実させる	・DV防止会議の事例検討会や養育相談支援研修会などの外部研修に相談員を派遣した。	A	◎	計画どおり事業を実施することができた。	こども保健福祉課
			・弁護士による法律学習会の実施 ・人権カウンセラー養成研修の実施 ・三重県実施の相談員スキルアップ講座への参加呼びかけ	・弁護士による法律学習会の実施(4回) ・人権カウンセラー養成研修の実施(4回) ・三重県実施の相談員スキルアップ講座への参加、及び全庁的に参加を呼びかけ	A	◎	弁護士学習会やカウンセラー養成研修を実施することができ、参加者からは相談業務に役立てるといった意見があり、相談員の資質向上につなげることができた。	人権センター

四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画における施策進捗状況調査表

基本目標Ⅱ 安心して相談できる体制づくり
重点課題4 苦情受付体制の周知・活用

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった

「2年間の評価」について
◎ 施策を推進することができた ○ 概ね推進することができた
△ あまり推進することができなかった × 推進できなかった

コード	推進施策	実施事業	26年度			2年間(H25～H26)の評価		担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況	評価	評価の説明(理由)	
1	苦情相談窓口の周知	・市広報、情報紙はもあり、ホームページ等での広報の実施	・婦人相談員から相談者へ直接説明を図る	・面接相談を行う部屋に、苦情相談窓口について記載したパネルを設置し、それを用いて婦人相談員から相談者へ直接説明を図った。	A	○	苦情相談窓口については、相談による二次被害を防ぐため、当センターへの相談者に周知を図ることに、重点を置き周知に努めた。	男女共同参画課
2	人権相談や国・県の相談窓口等の周知による、多角的な相談・苦情受付体制の周知	・国・県・市、及び民間の相談機関等人権に関わる相談機関の一覧の作成及び周知	・婦人相談員から相談者へ直接説明を図る	・相談内容により、関係する機関への紹介、または、相談者の承諾を受け、関係機関へ情報提供を行い、支援をつなげた。	A	○	当初はガイドンスマニュアルを作成し、それにより周知を図る計画であったが、ガイドンスマニュアルを相談者に渡すことは、当センターに相談したことへの痕跡を残し、加害者側に知られる恐れを招くため作成を見送り、相談員から直接周知することとした。	男女共同参画課
			・相談窓口情報を更新し、関係機関に配布	・各種相談関係機関の情報を集約した相談窓口情報を更新し、関係機関に配布した	A	◎	関係機関に対し、適切な窓口で対応できるように、各種相談窓口情報を一覧にした「相談窓口情報」を配布し、周知に努めた。	人権センター

基本目標Ⅲ 被害者等の保護充実と加害者対策

【目標指標】

項目	平成 23 年度 (基準値・実績値)	平成 25 年度 (実績値)	平成 26 年度 (実績値)	平成 26 年度 (前期の目標値)
関係者へのDV被害者対応についての研修実施回数	3回	3回	3回	6回

指標の設定について:

DV被害者の早期発見のため、被害者を発見しやすい立場にいる人へ、DVに関する研修を行った回数を指標として設定した。

【参考指標】

項目	平成 23 年度 (基準値・実績値)	平成 25 年度 (実績値)	平成 26 年度 (実績値)
一時保護した件数(人数)	10 件(17 人)	10 件(30 人)	10 件(21 人)
DV防止法による保護命令の発令件数	3 件	3 件	5 件

1、〔平成26年度の評価〕

実績評価:

平成 26 年度に男女共同参画センターにて一時保護したDV被害による件数は10件で、保護した人数は子どもたちを含めて 21 人であった。従来の一時的保護は、あらかじめ計画的に段取りを行ったうえで保護となったが、最近の傾向として、突然の保護依頼であったり、または警察に保護を求め、連携のもと急遽一時保護を行ったりと、当日に一時保護を行うことが増えてきている。平成 26 年度においては10件中10件が緊急の一時保護であった。

関係者へのDV被害者対応についての研修は、平成 26 年度は3回実施しているが、参加者が少なかったため、参加者の拡大を図るための工夫が必要である。

(1) 重点課題とプラン・施策の方向(四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止計画より抜粋)

●重点課題1 「被害者の早期発見」

DVは、家庭内など閉鎖的な空間で行われることが多く、外部から発見することが困難です。また、被害者は加害者からの報復を恐れて、相談機関へ相談することを躊躇することもあります。事態の深刻化を防ぐためには、DV被害者を早期発見することがたいへん重要です。

医療関係者や民生委員・児童委員などの方々は、日常の業務や活動の中でDV被害者を発見できる可能性が高いと考えられ、これらの方々のようにDV被害者を発見しやすい立場にいる人に、DVに関する情報提供や相談窓口の周知等を図ります。

●重点課題2 「緊急時における被害者の安全確保」

DVによって緊急の安全確保・一時保護等を必要とするケースが、近年、一定数発生し続けています。危険が急迫しているケース、相談時には暴力的行為の心配がなくてもDVが常態となっているケース、さらには子どもが身体的・心理的な暴力の対象となっているケース(児童虐待)もあります。警察や県女性相談所、児童相談所、福祉事務所などと連携し、被害者本人や子ども

など当事者の当面の安全を確保できる体制を強化します。また、迅速に安全を確保するため、市内の社会資源を活用し緊急時に一時避難できる体制を整えます。

●重点課題3 「加害者対策」

DVの加害者に対し、その行動に一定の制限を加えなければならない事案も、近年、一定数発生し続けています。加害者に対する直接的な措置(保護命令制度)は、現行法のもとでは警察、司法のちからを用いて行われます。そのため、被害者の安全確保・自立支援に携わる関係部署・機関・団体は迅速な支援に向けた一層の連携や情報管理が求められます。現在、加害者の更生に向けたプログラムに関する研究は、まだ開発途上にありますが、効果的な対策を本市でも実践できるよう、情報の収集及び国、県等関係機関への働きかけを行うと共に、実施団体等の育成・支援に努めます。

(2)主な取り組み状況

●重点課題1 「被害者の早期発見」

①子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議を年間12回(委員会議2回、推進委員会2回、部会8回)開催し、関係機関との情報共有を行い連携を図った。また、関係者及び市民向けにDV防止講演会を開催したが、参加者が51名と伸びなかった。男女共同参画課と教育支援課が協力し、教職員向けにデートDVについての研修を実施し、また、四日市看護医療大学の学生に対しては、個人への啓発というだけでなく、将来看護師としてDV被害者と接する可能性も考えられることも含めて、出前講座を実施した。〔コード1〕

●重点課題2 「緊急時における被害者の安全確保」

②緊急に避難してきた被害者の安全確保のため、一時避難所の提供を行う緊急避難支援事業を3件実施した。また、県及び警察、関係機関との連携のもと、一時保護施設の入所支援を10件実施した。

〔コード:2、4〕

●重点課題3 「加害者対策」

③被害者の保護命令申立てが円滑に実施できるよう、保護命令申立ての書類作成支援、同行支援等を行った。また、四日市地域DV防止会議を通じ、警察および裁判所との連携強化を図った。〔コード:1〕

2、計画前期2年間の評価

●重点課題1 「被害者の早期発見」【前期重点事項】

①関係者及び市民向けにDV防止講演会を実施し、平成25年度は「声なき声を聴くDV相談をめざして」を、平成26年度は「STOP! デートDV～防止のための基礎講座～」を開催した。参加者からの反響は大きかったが、参加者数が目標に届かず、更なる周知が必要。〔コード:1〕

【前期重点事項の評価】

被害者の早期発見のための研修として、今まで教育支援課と協力し実施してきた教職員向けのデートDVについての研修に加え、平成25年度より、将来看護師としてDV被害者と接する可能性も考えられる四日市看護医療大学の学生に対し、デートDV予防教育出前講座を実施した。また、関係者や市民向けに実施してきているDV防止講演会については、平成25年度より、参加しやすいよう開催会場を本町プラザから総合会館に移すなど見直しを図ったが、参加者数が目標に届かないことから、周知先を拡大するなど参加者数が増えるよう努めていく。

●重点課題2「緊急時における被害者の安全確保」

- ②必要な被害者に対し、緊急避難支援事業を2年間で5件実施した。一時保護施設及び一時避難施設への入所支援を県及び関係部署との連携のもと実施することができた。[コード:2、4]

●重点課題3「加害者対策」

- ③警察、裁判所と連携を図りつつ、必要に応じて、保護命令の書類作成支援、同行支援を行うことができた。[コード:1]

3、事業実施自己評価と計画前期2年間の評価

※別表「四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画における施策進捗状況調査表(基本目標Ⅲ)」のとおり

四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画における施策進捗状況調査表

基本目標Ⅲ 被害者等の保護充実と加害者対策
重点課題1 被害者の早期発見【前期重点事項】

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった

「2年間の評価」について
◎ 施策を推進することができた ○ 概ね推進することができた
△ あまり推進することができなかった × 推進できなかった

コード	推進施策	実施事業	26年度			2年間(H25～H26)の評価		担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況	評価	評価の説明(理由)	
1	関係者の研修と連携体制の充実(医療関係者、警察、消防(救急)、民生委員・児童委員等の地域住民、児童相談窓口、介護事業者、障害福祉サービス事業者、病院や保健所等の保健関係者、保育園・幼稚園・学校等の保育・教育関係者など)	<ul style="list-style-type: none"> 関係者へのDV被害者対応についての情報提供、研修の実施 子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議の充実 日常的な見守りによるDV被害の早期発見や情報の共有化 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議を用いて、情報提供・研修を実施する 	<ul style="list-style-type: none"> ・DV防止講演会開催 1回 参加者数 51名 ・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議 12回開催(委員会2回、推進委員会2回、部会8回) 	A	○	関係者及び市民向けにDV防止講演会を実施し、平成25年度は「声なき声を聴くDV相談をめざして」を、平成26年度は「STOP! デートDV～防止のための基礎講座～」を開催した。参加者からの反響は大きかったが、参加者数が目標に届かず、更なる周知が必要。	男女共同参画課
			<ul style="list-style-type: none"> ・婦人相談員にかかる研修への参加 ・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人相談にかかる研修として、DV防止講演会や、養育費相談支援に関する研修へ参加した。 ・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議の開催 委員会 2回 推進委員会全体会 2回 実務者会議 6回 ケース会議 95回 	A	◎	計画どおり事業を実施することができた。	こども保健福祉課
			<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、各園との情報交換を図りながら連携を強化し、DV被害の早期発見に努めていく 	<ul style="list-style-type: none"> ・園にて、園児あるいはその保護者に対して日常的な見守りを実施していくとともに、緊急時に備え、各園との連携を図ることができた。 	A	◎	各園との情報交換を図りながら連携を強化し、DV被害の早期発見に努めていくことができた。	保育幼稚園課
			<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議に参加し、虐待及びDVの未然防止のための啓発について参画する 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議に参加することで、関係機関との連携を強化し、相談事業を実施することができた。 	A	◎	子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議に参加し、虐待及びDVの未然防止のための関係機関と連携して推進することができた。	こども未来課(青少年育成室)
			<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き関係機関との連携体制づくりに努める 	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員の勉強会にて虐待時の連絡先等の周知を行う等、連携体制づくりに努めた。 	A	◎	民生委員・児童委員等から虐待等を発見した場合は、関係各課への連絡を行うことができた。	健康福祉課
			<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との情報共有を図り、迅速な支援ができるよう連携体制の充実を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・各関係機関との情報共有を行うことにより、迅速かつ適切な支援につなげることができた。 	A	◎	関係機関との連携を密にし、情報提供しやすい環境を整えることができた。	障害福祉課
			<ul style="list-style-type: none"> ・各分野の関係機関で構成する「四日市市高齢者みまもりネットワーク会議」定例会において、情報共有及び研修を実施し、今後の対応策の検討などを行う。 ・ライフライン(水道・電気・ガス等)事業者、配送事業者など見守り協定の締結や研修等を通じて関係強化を図り、DV・虐待などの異常を早期に発見できる体制を整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> ①四日市市見守りネットワーク会議開催回数 1回・研修会開催1回 ②見守り協定の締結先を19箇所までに増やし、さらに見守り協力体制を充実させた。 	A	◎	関係機関との連携強化に努め、企業にも協力を求めることで、見守り体制の充実が図れた	介護・高齢福祉課
			<ul style="list-style-type: none"> ・保護者への定期的な家庭訪問を行い状況把握を行う ・DV被害を発見したり相談を受けた場合には関係機関への情報提供を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者への定期訪問や必要に応じて臨時訪問を行い、状況把握に努めた。 ・DV被害の情報入手した際には、関係機関に情報提供を行い、連携した対応を行った。 	A	◎	従来より保護者への訪問時に状況把握を行い、必要に応じて関係機関との連携した対応を行っているため。	保護課
			<ul style="list-style-type: none"> ・相談内容により関係機関と連携を図っていく 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携し対応した 	A	◎	相談内容に応じて、関係機関との迅速な連携を図った	保健予防課
			<ul style="list-style-type: none"> ・研修の充実、関係機関との連携を大切にする 	<ul style="list-style-type: none"> ・月ごとの問題行動報告において学校と連携し、関係機関との連携を図った。 	B	○	月ごとの問題行動報告や子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議での情報をもとに、学校や関係機関と連携することができた。	指導課
<ul style="list-style-type: none"> ・来談者や電話相談者から入る情報に対する対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・来談者や電話相談者から入る情報に対して、適切に対応した。 	A	◎	来談者や電話相談者から入る情報に対して、適切に対応した。	教育支援課			

四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画における施策進捗状況調査表

基本目標Ⅲ 被害者等の保護充実と加害者対策
重点課題1 被害者の早期発見【前期重点事項】

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった

「2年間の評価」について
◎ 施策を推進することができた ○ 概ね推進することができた
△ あまり推進することができなかった × 推進できなかった

コード	推進施策	実施事業	26年度			2年間(H25～H26)の評価		担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況	評価	評価の説明(理由)	
1	関係者の研修と連携体制の充実(医療関係者、警察、消防(救急)、民生委員・児童委員等の地域住民、児童相談窓口、介護事業者、障害福祉サービス事業者、病院や保健所等の保健関係者、保育園・幼稚園・学校等の保育・教育関係者など)	<ul style="list-style-type: none"> 関係者へのDV被害者対応についての情報提供、研修の実施 子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議の充実 日常的な見守りによるDV被害の早期発見や情報の共有化 	<ul style="list-style-type: none"> 今年度も保育園・幼稚園・小学校・中学校との連携を図り、子どもの情報を共有しDVの早期発見に努める 	<ul style="list-style-type: none"> 学びの一体化等の話し合いの場などを通して、子どもの情報を共有することができた。 	B	○	<ul style="list-style-type: none"> 学びの一体化研修会の要請訪問等の機会に保育園・幼稚園・小学校・中学校との連携を図り、子どもの情報を共有することができた。 	人権・同和教育課
			<ul style="list-style-type: none"> 救急活動時における被害者対応や関係機関への通報及び情報提供について、救急隊活動基準に基づき適切に対応する 	<ul style="list-style-type: none"> 救急隊活動基準に基づき適切に対応している。また、新たに救急隊員となる職員に対して救急隊活動基準に基づく研修を実施した。 	A	◎	<ul style="list-style-type: none"> 救急隊活動基準に基づき適切に対応している。また救急活動において被害者対応や関係機関等への通報、情報提供はなかった。 	消防本部

四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画における施策進捗状況調査表

基本目標Ⅲ 被害者等の保護充実と加害者対策
重点課題2 緊急時における被害者の安全確保

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった

「2年間の評価」について
◎ 施策を推進することができた ○ 概ね推進することができた
△ あまり推進することができなかった × 推進できなかった

コード	推進施策	実施事業	26年度			2年間(H25～H26)の評価		担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況	評価	評価の説明(理由)	
1	相談施設の安全管理	・加害者が来館した場合の対応マニュアルの作成 ・警察との連携強化 ・職員体制の充実	・加害者対応マニュアル作成に向けての検討	・加害者対応マニュアルの課題などの整理をすすめていたが、マニュアルまでには至らなかった。 ・警察との情報共有がしっかりと図られ、連携することができた。	C	△	加害者対応マニュアルの作成まで至らなかった。 警察との連携は年々強化できている。	男女共同参画課
2	緊急時における一時避難場所の確保	・緊急避難支援事業による一時避難所の提供	・被害者に対し、必要に応じて緊急避難支援事業による一時避難所の提供を行う	・緊急避難支援事業の実施 3件	A	◎	必要な被害者に対し、緊急避難支援事業を実施することができた。	男女共同参画課
3	被害者に対する心理的ケアの充実	・臨床心理士相談の実施	・女性臨床心理士相談の実施	・女性の臨床心理士による相談の実施 延べ47件	A	◎	心理的ケアが必要と思われる相談者を臨床心理士相談につなげ、2年間で延べ94人の相談を実施することができた。	男女共同参画課
4	関係機関との連携による迅速な支援(一時保護・施設入所など)	・県内関連施設(児童、高齢者、障害者のための施設を含む)及び市福祉事務所・保健所との連携による一時避難施設への入所	・必要に応じて、県及び関係部署との連携により一時保護の実施、及び一時避難施設へ入所支援を行う	・一時保護件数 10件21人	A	◎	一時保護施設及び一時避難施設への入所支援を県及び関係部署との連携のもと実施することができた。	男女共同参画課
			・暴力を受けた女性や子どもの保護を支援する	・男女共同参画課や児童相談所、関係機関等と連携し、被害者や子どもの保護を支援した。	A	◎	計画どおり事業を実施することができた。	こども保健福祉課
			・関係機関との連携を強化し、迅速な支援を目指す	・緊急時に適切な関係機関に連絡し、迅速な支援につなげることができた。	A	◎	関係機関との連携を密にし、迅速な支援につながる環境を整えることができた。	障害福祉課
			・養護老人ホームショートステイ事業、老人福祉法に基づく入所措置の実施により、一時保護を実施する。なお、受入れ先確保(拡大)のため、現状を伝えるべく事業所との情報交換会等を通じて協力を呼びかける。	・虐待あるいはその未然防止目的等による利用が増加しており、一時保護の年間延べ件数は190件にも上った。	A	◎	制度を十分に活用できるよう周知に努め、一時保護が必要な方へのスムーズな措置を図れた。	介護・高齢福祉課
			・関係機関と連携し、一時避難施設入所にあたり生活保護が必要な場合には、生活保護を適用する	・関係機関との連携のもと、必要に応じて生活保護の適用を行った。	A	◎	従来より関係機関との連携のもと、必要に応じて生活保護の適用を行っているため。	保護課
			・相談内容により関係機関と連携を図っていく	・関係機関と連携し対応した	A	◎	相談内容に応じて、関係機関との迅速な連携を図った	保健予防課

四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画における施策進捗状況調査表

基本目標Ⅲ 被害者等の保護充実と加害者対策
重点課題3 加害者対策

「進捗状況」についての担当課による評価

A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった

「2年間の評価」について

◎ 施策を推進することができた ○ 概ね推進することができた
△ あまり推進することができなかった × 推進できなかった

コード	推進施策	実施事業	26年度			2年間(H25～H26)の評価		担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況	評価	評価の説明(理由)	
1	保護命令申立ての円滑実施	<ul style="list-style-type: none"> 警察及び裁判所との連携強化 同行支援、代理申請等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 警察及び裁判所との連携強化を図る 必要に応じて、加害者との接触を防ぐため、婦人相談員による同行支援、代理申請等を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議 12回開催(委員会2回、推進委員会2回、部会8回) 四日市地域DV防止会議出席 保護命令申立て件数 5件 	A	◎	警察、裁判所と連携を図りつつ、必要に応じて、保護命令の書類作成支援、同行支援を行うことができた。	男女共同参画課
2	DVの状況に応じた加害者向けプログラムの研究(プログラム開発・研修への要望、情報収集、NPO等実施団体の育成・支援など)	<ul style="list-style-type: none"> 国・県等の情報収集とプログラム開発への要望 NPO等民間団体の実施状況の情報収集と市民への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 国等の加害者更生プログラム調査研究状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> 国・県等の情報収集とプログラム開発への要望を行った。 	B	○	県に要望を行ってきたが、更生プログラムの有効性が未解明であることから、県においても国の調査研究状況の把握に努めている状況である。	男女共同参画課

基本目標Ⅳ 被害者等の生活安定と自立支援

【目標指標】

項目	平成 23 年度 (基準値・実績値)	平成 25 年度 (実績値)	平成 26 年度 (実績値)	平成 26 年度 (前期の目標値)
DV相談者のうち 継続相談者の割合	69%	75%	82%	70%

指標の設定について:

被害者は避難後もトラウマを抱えたり、新しい環境への不安も大きく、長期的な支援が必要であり、継続相談を行っている割合を指標として設定した。

【参考指標】

項目	平成 23 年度 (基準値・実績値)	平成 25 年度 (実績値)	平成 26 年度 (実績値)
DV被害者のうち住民基本台帳等の 閲覧制限を申請した人数	70 人(118 人) ※12月1日現在	109 人(192 人) ※12月12日現在	137 人(216 人) ※3月31日現在

※ ()内はDV被害者の子どもなど同伴する者で閲覧制限の対象となった人数

1、〔平成26年度の評価〕

実績評価:

被害者の所在を加害者の追求から守るために実施した、住民基本台帳等の閲覧制限の人数は137人であった。

住民基本台帳等の閲覧制限のための意見書は、警察署、女性相談所、男女共同参画センター等で交付しているが、平成26年度に当センターが交付した意見書の数は35件であった。

平成26年度に男女共同参画センターにて一時保護したDV被害者の件数は10件であり、そのうちの3件は施設に入所し、現在も相談及び支援を継続して行っている。被害者の避難後、生活の場や生活費の確保から、離婚や保護命令の手続き、転校・転園などの手続きも生じるため、被害者が安定した生活が送れるまで場合によっては数年に渡る支援が不可欠になる。今後も引き続き長期に及ぶ支援に努める必要がある。

(1) 重点課題とプラン・施策の方向(四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止計画より抜粋)

●重点課題1 「生活安定と自立促進」

DVから避難した後の被害者の生活支援にあたっては、不安と向き合いつつも自信をもって安定的に暮らせるよう、全面的なサポートが必要です。DV被害者が安心して生活できる住宅の確保から、就業に向けた支援、各種手当、医療保険、年金をはじめとする現在及び将来の生計の支えとなる各種の経済的支援策の活用等、より利用しやすい制度の整備に努めます。

●重点課題2 「当事者の子どもに対する支援」

子どもを同伴する被害者の自立を図るうえでも重要な課題である子どもの保育・就学等が、安心して行われるよう福祉、教育等関係機関との連携を強化します。また、児童相談所や福祉・保健関係所属、保育園・学校等と連携して、子どもに対する心理的ケアの充実を図ると共に、子どもの養育環境について継続的に見守り、必要に応じた支援を行います。

●重点課題3 「情報提供・管理の充実強化と手続きの一元化」

被害者に関する情報が適切に取り扱われ、多数の手続きを円滑に行うことができるような体制づくりに努めます。また、加害者が被害者の所在を追及する可能性もあり、すでに実施している住民基本台帳等の閲覧制限だけでなく、被害者および同伴する子どもの安全確保のための情

報管理を適正に行う仕組みの整備に努めます。

●重点課題4 「長期に及ぶ継続的な支援」

支援を行うに当たっては、被害者やその子どもに対する途切れのない迅速な支援が当事者の意思を踏まえて行われ、かつ、加害者と距離を置いたかたちで行われていくことが重要です。また、被害者が心身ともに安定した自立生活が送れるよう、特に精神的なサポートが継続的に実施できるような体制づくりに努めます。

(2)主な取り組み状況

●重点課題1 「生活安定と自立促進」

- ①一時保護後の生活の場の確保として、施設入所への入居の支援を他の関係機関との連携のもと行った。(6件)〔コード1〕
- ②就職セミナーを開催するとともに、求職者資格取得助成金により、就職に有利な資格の取得を支援した(女性の利用者:介護職員初任者7件、フォークリフト3件)。また、母子家庭自立支援教育訓練給付金等事業の実施及びパソコン講座など就労支援のための講座を開催した。〔コード:2〕
- ③心理的な支援として、臨床心理士による相談(延べ47件)や母子自立支援員による相談を実施した。〔コード:3〕

●重点課題2 「当事者の子どもに対する支援」

- ④DV避難による転校時の手続き支援として、本来、保護者が手続きを行う転学届、在学証明書、教科書給与証明書などの書類について、状況に応じて転出元校と転出先校との間で手続きをし、DV被害者の負担を軽減した。また、保護者が希望した場合は、学校間ではなく、教育委員会間で手続きを行い、DV被害者の精神的負担を軽減した。〔コード:1〕
- ⑤園児に関して、不安定な傾向が見られた場合には、家庭訪問、あるいは、民生委員・児童委員などの地域関係者との情報交換などを行った。また、小中学生に関しては、全校に配置されたスクールカウンセラーが必要に応じてカウンセリングを実施した。〔コード:2、3〕

●重点課題3 「情報提供・管理の充実強化と手続きの一元化」

- ⑥被害者の負担軽減のため、関係各課とは情報共有シートを用いて情報共有を行う形としていたが、DV対応の際には早急な対応が必要なため、相談員による同行または事前連絡により対応しているのが現状である。今後シートそのものの必要性の検討が必要である。〔コード:1〕
- ⑦住民基本台帳事務における支援措置申出書への意見書交付を行った。(35件)〔コード:2〕

●重点課題4 「長期に及ぶ継続的な支援」

- ⑧弁護士及び臨床心理士によるサポート体制を構築し、相談者への対応をより充実させることができた。また、DVの被害を受けている女性は、ありのままの自分を尊重し受け入れることができず、自分の存在価値を認められる意識が低い傾向にあるため、自分自身を見つめ直す機会とすることを目的に、女性の自立支援のため自己尊重講座を開催した。〔コード:1〕

2、計画前期2年間の評価

●重点課題1 「生活安定と自立促進」

- ①施設入所、民間アパートの入居支援等、生活の場を確保するための支援を、他の関係機関

との連携のもと行い、2年間で14件の支援を行った。[コード1]

- ②求職者資格取得助成金について、広報よっかいちに掲載し、広く市民に啓発を行い、就職に有利な資格の取得を支援するなど、適切に施策を推進した。また、四日市公共職業安定所や四日市商工会議所と連携して、就職セミナーを開催し、企業と就職を希望する方のマッチングに取り組んだ。自立が必要な相談者に対しては、ハローワーク（マザーズコーナー）等への同行支援を行い、また、施設からの自立を目指す被害者に対しても、施設職員等と連携して、就労、資格取得などの支援を行った。[コード:2]
- ③婦人相談員3名により、2年間で延べ7,067件、1,307人の相談支援を行った。また、臨床心理士相談については、2年間で延べ94人に対し実施することができた。[コード:3]

●重点課題2「当事者の子どもに対する支援」

- ④DV避難による転園、転校の必要性が生じた場合には、迅速な手続き支援を行うことができた。また、研修等の充実により、DV避難による転校時の手続き支援についての正しい理解促進を図った。[コード:1]
- ⑤園児に関して、家庭訪問、あるいは、民生委員・児童委員などの地域関係者との情報交換などを行い、子どもに対する心理的ケアの充実を図ることができた。また、学校においても関係機関や地域関係者等が情報の共有化を行うとともに、必要に応じてスクールカウンセラーによるカウンセリングを実施した。[コード:2,3]

●重点課題3「情報提供・管理の充実強化と手続きの一元化」

- ⑥被害者の負担軽減のため、関係各課とは情報共有シートを用いて情報共有を行う形としていたが、DV対応の際には早急な対応が必要なため、相談員による同行または事前連絡により対応しているのが現状である。今後シートそのものの必要性の検討が必要である。[コード:1]
- ⑦被害者の安全確保のため、閲覧制限の説明、閲覧制限の対象となるかの十分な聞き取りなどを行い、支援措置申出書への意見書を交付した。(H25:27件、H26:35件)[コード:2]

●重点課題4「長期に及ぶ継続的な支援」

- ⑧平成26年度より、弁護士、臨床心理士とのアドバイザー契約により、随時に専門家と相談できる体制が整ったことで、相談者への対応をより充実させることができた。[コード:1]

3、事業実施自己評価と計画前期2年間の評価

※別表「四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画における施策進捗状況調査表(基本目標IV)」のとおり

四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画における施策進捗状況調査表

基本目標Ⅳ 被害者等の生活安定と自立支援
重点課題1 生活安定と自立促進

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった

「2年間の評価」について
◎ 施策を推進することができた ○ 概ね推進することができた
△ あまり推進することができなかった × 推進できなかった

コード	推進施策	実施事業	26年度			2年間(H25～H26)の評価		担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況	評価	評価の説明(理由)	
1	生活の場の確保	・施設入所支援 ・加害者から身を守るため、他管内への避難支援 ・民間アパートへ入居支援 ・DV被害者の市営住宅への優先入居 ・母子家庭・父子家庭に対する市営住宅定期募集抽選時の優先抽選	・施設入所、民間アパートへの入居、市外・県外への避難支援を行う	・一時保護後の避難支援 6件	A	◎	施設入所、民間アパートの入居支援等、生活の場を確保するための支援を、他の関係機関との連携のもと行った。	男女共同参画課
			・暴力を受けた女性の施設入所(母子生活支援施設)など、自立に向けた支援を行う	・DV被害者及びその児童に対し母子生活支援施設入所措置を行い、その後当該入所者に対し自立に向けた支援も行った。	A	◎	計画どおり事業を実施することができた。	こども保健福祉課
			・養護老人ホームや特別養護老人ホームへの入所措置の実施により、生活の場を確保する。受入れ委託確保(拡大)のため、事業所との情報交換会等を実施する。	・老人ホームへの入所措置を行った件数年間延べ件数は2,131件にも上る。個々の緊急ケースについて柔軟な対応ができるよう努めた。	B	○	個々の緊急ケースを通じて柔軟な受入対応を施設側に求め、理解度は高まってきたが、今後は定期的な交流会を開催し、さらに連携強化に努めたい。	介護・高齢福祉課
			・関係機関との連携により、必要に応じて、施設等の生活の場を支援していく	・関係機関が支援に入っている際にも、密に連絡を取り、被害者の状況把握等を行った。	A	◎	関係機関との連携を密にし、情報共有を迅速に図ることができた。	障害福祉課
			・男女共同参画課や家庭児童相談室と連携し、他管内への民間アパート入居が必要な場合には転居費用を扶助する	・関係機関との連携のもと、必要に応じて転居費用を扶助した。	A	◎	従来より関係機関との連携のもと、必要に応じて転居費用を扶助しているため。	保護課
			・DV被害者に対して、男女共同参画課や福祉部門と連携しながら、空家としてストックしている住宅の供給を行う。	・DV被害者に対して、男女共同参画課や福祉部門と連携しながら、ストックしている住宅を供給した。	A	◎	DV被害者に対して、男女共同参画課や福祉部門と連携しながら、ストックしている住宅を供給した。	市営住宅課
2	就労支援の充実	・ハローワーク等との連携強化と就職支援 ・母子家庭自立支援教育訓練給付金等事業、パソコン講座など就労支援のための講座	・引き続きセミナーおよび求職者資格取得助成金を実施するとともに、より就職に有利な資格の助成ができないか検討する	・就職セミナーを開催するとともに、求職者資格取得助成金により、就職に有利な資格の取得を支援した。(女性の利用者:介護職員初任者7件、フォークリフト3件)	A	◎	求職者資格取得助成金について、広報よっかいちに掲載し、広く市民に啓発を行い、就職に有利な資格の取得を支援するなど、適切に施策を推進した。また、四日市公共職業安定所や四日市商工会議所と連携して、就職セミナーを開催し、企業と就職を希望する方のマッチングに取り組んだ。より就職に有利な資格への助成については、四日市公共職業安定所や男女共同参画課などの女性の就労を支援する機関に聞き取りを行うなど、検討を進めてきたが、比較的短期間かつ安価で取得できる資格で、女性の就労促進に有効な資格を特定できなかったことから、引き続き、関係機関と連携して検討を進める。	商業労務課
			・必要に応じ、ハローワーク(マザーズコーナー)等への同行支援を行う ・資格取得や職業訓練などの情報提供も行う	・ハローワーク(マザーズコーナー)等への同行支援を行った。 ・最終学歴によっては、就職が難しいため、資格取得や職業訓練などの情報提供を行った。	A	◎	自立が必要な相談者に対し、ハローワーク(マザーズコーナー)等への同行支援を行った。また、施設からの自立を目指す被害者に対しても、施設職員等と連携して、就労、資格取得などの支援を行った。	男女共同参画課
			・母子家庭自立支援教育訓練給付金等事業の実施 ・パソコン講座など就労支援のための講座の開催	・母子家庭等自立支援給付金事業を実施し、自立に向けての資格取得を支援した。 ・母子・父子福祉センター事業として、パソコン講座を開催した。	A	◎	計画どおり事業を実施することができた。	こども保健福祉課
			・国の「生活保護受給者等就労自立促進事業」に基づき、ハローワーク等の関係各機関との連携を強化していく ・市役所3階にハローワークの機械を2台設置。ハローワーク職員にも常駐いただき、保護受給者の求職活動に関して、ハローワークと一体となった支援を行う。	・従来からの関係機関との連携に加え、ハローワーク常設窓口の設置に伴い、ハローワークとの連携をより強化したワンストップ型の一体的な就労支援を行えるようになった。	A	◎	従来からの関係機関との連携に加え、ハローワーク常設窓口の設置や生活困窮者自立支援法施行に向けた連携強化により、生活保護受給者のみならず、広く生活困窮者への一体的支援体制を強化することができたため。	保護課

四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画における施策進捗状況調査表

基本目標Ⅳ 被害者等の生活安定と自立支援
重点課題1 生活安定と自立促進

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった

「2年間の評価」について
◎ 施策を推進することができた ○ 概ね推進することができた
△ あまり推進することができなかった × 推進できなかった

コード	推進施策	実施事業	26年度			2年間(H25～H26)の評価		担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況	評価	評価の説明(理由)	
3	心理的支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 相談員による継続的な支援の実施 臨床心理士相談の実施 心理的支援を実施するNPO及び自助グループに対する支援 	<ul style="list-style-type: none"> 婦人相談員による継続的な相談・支援の実施 臨床心理士相談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 女性のための相談件数 3,485件 臨床心理士相談の実施 延べ47件 	A	◎	婦人相談員3名により、2年間で延べ7,067件、1,307人の相談支援を行った。	男女共同参画課
			<ul style="list-style-type: none"> 母子・父子自立支援員による相談を実施する 	<ul style="list-style-type: none"> 母子・父子自立支援員による相談を実施した。 	A	◎	計画どおり事業を実施することができた。	こども保健福祉課
4	その他、自立生活に向けた必要な情報の収集と提供	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親・寡婦家庭のしおりの作成、配布(児童扶養手当、一人親家庭等医療費助成、母子寡婦福祉資金等) 福祉、医療、教育、経済等自立生活に必要な情報を収集し、ホームページ等を活用し分かりやすく提供する 	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親・寡婦家庭のしおりを作成する 福祉、医療、教育、経済等の新しい情報を、ホームページ等で随時更新する 	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親・寡婦家庭のしおりを母子及び寡婦福祉法改正を受けて更新し、10月に発行した。 	B	○	ひとり親・寡婦家庭のしおりを毎年更新し情報提供できているが、ホームページでの情報発信ができていないため。	こども保健福祉課
			<ul style="list-style-type: none"> 保護世帯の家庭訪問時に家庭状況等を聞き取り、自立生活に必要な情報提供や助言を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 保護世帯の家庭訪問時に状況把握を行い、必要に応じて関係機関との連携のもと、情報提供や助言を行った。 	A	◎	従来より保護世帯の家庭訪問時に状況把握を行い、必要に応じて関係機関との連携のもと、情報提供や助言を行っているため。	保護課
			<ul style="list-style-type: none"> 「高齢者施策のあらし」を発刊し、一般市民や福祉・医療関係者等に広く配布する これにより総合相談窓口である在宅介護支援センターや地域包括支援センターを周知するほか、介護保険サービス・高齢福祉サービスの情報を提供する。 また在宅介護支援センター及び地域包括支援センターの運営協議会等の場を活用し、地域住民等関係機関への周知に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 総合相談窓口である在宅介護支援センターや、地域包括支援センターについて、一般市民や福祉・医療関係者等に広く配布する 「高齢者施策のあらし」やホームページに掲載して周知を行い、市の出前講座や在宅介護支援センター・地域包括支援センターにおける運営協議会の場で、地域団体等に対しPRを行った。 	A	◎	高齢者福祉の主要施策である、地域包括支援センターや在宅介護支援センターについては常に前出講座や地域団体等への交流会等を通じて周知に努めており、確実に啓発活動を進めているところである。	介護・高齢福祉課
			<ul style="list-style-type: none"> 国保のしおりやホームページなどで、経済的に困窮する世帯についての健康保険料・年金保険料の納付相談の紹介や、高額医療費などの保険給付についての案内を掲載する 	<ul style="list-style-type: none"> 保険証の更新の際同封するしおりやホームページで、経済的に困窮する世帯についての、健康保険料・年金保険料の納付相談を紹介したり、高額医療費など保険給付についての案内を行った。 	A	○	今後も引き続き、経済的に困窮する世帯についての健康保険料・年金保険料の納付相談や高額医療費などの保険給付について、ホームページ等を活用し、わかりやすく提供していく必要がある。	保険年金課
			<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅の入居条件や入居手続きについて、ホームページ等を活用して情報提供を行っていく 	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅の入居条件や入居手続きについてホームページ等を活用して情報提供を行った。 	B	○	市営住宅の入居条件や入居手続きについてホームページ等を活用して情報提供を行った。	市営住宅課
			<ul style="list-style-type: none"> 経済的理由で修学が困難な人を対象に学資の貸与をするため、市内の中学校、高校に対して制度の周知をはかる 広く市民に対しての周知のため「広報よっかいち」や「ひとり親・寡婦 家庭のしおり」に記事を掲載する 	<ul style="list-style-type: none"> 中学校長会において案内したほか、市内各高校に募集要項等を送付し制度の周知を図った。 また、「広報よっかいち」や「ひとり親・寡婦家庭のしおり」に記事を掲載した 	A	◎	関係機関との連携や周知方法の工夫により、市民が必要とする情報を適切に提供することができた。	教育総務課
<ul style="list-style-type: none"> ひとり親・寡婦家庭のしおりの配布 自立生活に必要な情報を収集し、随時提供及び必要に応じて手続き支援を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 自立生活に必要な情報提供 必要に応じて、手当等申請に必要な書類を代理申請 	A	◎	施設入所者などの手当申請に必要な公的書類を代理申請や同行支援を行った。	男女共同参画課			

四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画における施策進捗状況調査表

基本目標Ⅳ 被害者等の生活安定と自立支援
重点課題2 当事者の子どもに対する支援

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった

「2年間の評価」について
◎ 施策を推進することができた ○ 概ね推進することができた
△ あまり推進することができなかった × 推進できなかった

コード	推進施策	実施事業	26年度			2年間(H25～H26)の評価		担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況	評価	評価の説明(理由)	
1	保育・就学等の支援	・DV避難による転園、転校時の手続き支援	・相談内容に応じた関係機関との連絡、連携を図る	・被害者が各種手続きを行うにあたり、事前に必要な情報提供を行ったり、窓口来所時に同伴するなど、手続き支援を行った。	A	◎	事業計画どおり実施できた。	こども保健福祉課
			・園児に対して、DV避難による転園の必要性が生じた場合には、迅速な手続き支援を行っていく	・実際に必要なケースはなかったが、園児に対して、DV避難による転園の必要性が生じた場合には、迅速な手続き支援を行っていく体制は整えられていた。	A	◎	園児に対して、DV避難による転園の必要性が生じた場合には、迅速な手続き支援を行うことができた。	保育幼稚園課
			DV避難による転校等の事象が生じた場合に、手続き支援を行う	・必要に応じて手続き支援を行った	A	◎	研修等の充実により、DV避難による転校時の手続き支援についての正しい理解促進を図った。	指導課
			・本来、保護者が手続きを行う転学届、在学証明書、教科書給与証明書などの書類は、状況に応じて転出元校と転出先校との間で手続きをし、DV被害者の負担を軽減する	・本来、保護者が手続きを行う転学届、在学証明書、教科書給与証明書などの書類は、状況に応じて転出元校と転出先校との間で手続きをし、DV被害者の負担を軽減した。 ・また、保護者が希望した場合は、学校間ではなく、教委間で手続きを行い、DV被害者の精神的負担を軽減した。	A	◎	被害者と加害者の関係等に応じ、手続きを行うことができた。	学校教育課
2	継続的な心理的ケアの充実	・保健師等による自宅訪問の実施(乳幼児のいる世帯) ・児童相談所、こども保健福祉課、保護課、保育園、幼稚園、学校、民生委員・児童委員などの地域関係者等における情報の共有化 ・学校カウンセラー等専門家による継続的なカウンセリングの実施	・相談内容に応じた関係機関との連絡、連携を図る	・相談内容に応じ、関係課、関係他機関とも連携を取り対応した。	A	◎	事業計画どおり実施できた。	こども保健福祉課
			・園児に関して、不安定な傾向が見られた場合には、家庭訪問、あるいは、民生委員・児童委員などの地域関係者との情報交換などを行う	・園児に関して、不安定な傾向が見られた場合には、家庭訪問、あるいは、民生委員・児童委員などの地域関係者との情報交換などを行った。	A	◎	園児に関して、家庭訪問、あるいは、民生委員・児童委員などの地域関係者との情報交換などを行い、子どもに対する心理的ケアの充実を図ることができた。	保育幼稚園課
			・保護世帯に定期的な家庭訪問を行い、生活状況を聞き取り、助言や指導を行う ・必要であれば関係機関等に情報提供を行い情報の共有を図る	・保護世帯の家庭訪問時に生活状況の聞き取りを行い、必要に応じて関係機関との連携のうえ、情報提供や助言を行った。	A	◎	従来より保護世帯の家庭訪問時に生活状況の聞き取りを行い、必要に応じて関係機関との連携のうえ、情報提供や助言を行っているため。	保護課
			・学校と関係機関や地域関係者等が情報の共有化を行うとともに、必要に応じてスクールカウンセラーによるカウンセリングを実施する	・全校に配置されたカウンセラーが必要に応じてカウンセリングを実施した	A	◎	学校と関係機関や地域関係者等が情報の共有化を行うとともに、必要に応じてスクールカウンセラーによるカウンセリングを実施した。	指導課
			・来所児童・生徒への、臨床心理士によるカウンセリングやセラピーの実施	・来所児童・生徒への、臨床心理士によるカウンセリングやセラピーを実施した。	A	◎	来所児童・生徒への、臨床心理士によるカウンセリングやセラピーを実施した。	教育支援課

四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画における施策進捗状況調査表

基本目標Ⅳ 被害者等の生活安定と自立支援
重点課題2 当事者の子どもに対する支援

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった

「2年間の評価」について
◎ 施策を推進することができた ○ 概ね推進することができた
△ あまり推進することができなかった × 推進できなかった

コード	推進施策	実施事業	26年度			2年間(H25～H26)の評価		担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況	評価	評価の説明(理由)	
3	養育についての継続的な支援	・保健師等による自宅訪問の実施(乳幼児のいる世帯) ・児童相談所、こども保健福祉課、保護課、保育園、幼稚園、学校、民生委員・児童委員などの地域関係者等における子どもの状況把握と情報の共有化 ・必要に応じた子どもの保護(入所措置)の実施	・相談内容に応じた関係機関との連絡、連携を図る	・被害者が各種手続きを行うにあたり、事前に必要な情報提供を行ったり、窓口来所時に同伴するなど、手続き支援を行った。	A	◎	事業計画どおり実施できた。	こども保健福祉課
			・園児に関して、不安定な傾向が見られた場合には、家庭訪問、あるいは、民生委員・児童委員などの地域関係者との情報交換などを行う	・園児に関して、不安定な傾向が見られた場合には、家庭訪問、あるいは、民生委員・児童委員などの地域関係者との情報交換などを行った。	A	◎	園児に関して、家庭訪問、あるいは、民生委員・児童委員などの地域関係者との情報交換などを行い、子どもの療育環境について継続的に見守っていくことができた。	保育幼稚園課
			・保護世帯に定期的な家庭訪問を行い、生活状況を聞き取り、助言や指導を行う ・必要であれば関係機関等に情報提供を行い情報の共有を図る	・保護世帯の家庭訪問時に生活状況の聞き取りを行い、必要に応じて関係機関との連携のうえ、情報提供や助言を行った。	A	◎	従来より保護世帯の家庭訪問時に生活状況の聞き取りを行い、必要に応じて関係機関との連携のうえ、情報提供や助言を行っているため。	保護課
			・学校と関係機関や地域関係者等が情報の共有化を行うことで養育についての継続的な支援を行う	・学校と情報を共有し、関係機関と連携しながら支援を行うとともに、状況に応じてケース会議を行い、養育についての支援を行った	A	◎	学校と情報を共有し、関係機関と連携しながら支援を行うとともに、状況に応じてケース会議を行い、養育についての支援を行った。	指導課
			・関係機関との連携による情報共有及び対応	・必要に応じて、関係機関と連携し情報共有及び対応を行った。	A	◎	関係機関と連携し情報共有及び対応を行った。	教育支援課

四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画における施策進捗状況調査表

基本目標Ⅳ 被害者等の生活安定と自立支援
重点課題3 情報提供・管理の充実強化と手続きの一元化

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった

「2年間の評価」について
◎ 施策を推進することができた ○ 概ね推進することができた
△ あまり推進することができなかった × 推進できなかった

コード	推進施策	実施事業	26年度			2年間(H25～H26)の評価		担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況	評価	評価の説明(理由)	
1	被害者の負担を軽減し、迅速に手続きできる体制づくり	・情報共有シートの活用(シートの見直しを含む) ・手続きの一元化のための連携強化	・情報共有シートの必要性の検討	・情報共有シートの必要性は検討したが、相談員による同行又は事前連絡により対応した。	B	○	DV対応の際には早急な対応が必要なこと、また個人情報保護などから、相談員による同行、または事前連絡により対応することが適切であると判断した。	男女共同参画課
			・情報共有シートの必要性の検討	・情報共有シートの必要性は検討したが、相談員による同行又は事前連絡により対応した。	B	○	DV対応の際には早急な対応が必要なこと、また個人情報保護などから、相談員による同行、または事前連絡により対応することが適切であると判断した。	こども保健福祉課
			・関係各課と連携し、保育に関する手続きが円滑かつ迅速に行うことができるようにする	・手続きの一元化に向けて、関係各課と協議を行った。	A	◎	関係各課と連携し、保育に関する手続きが円滑かつ迅速に行うようだった。	保育幼稚園課
			・生活保護受給者に対して手続きが必要な際には窓口を案内し、担当課に連絡を行う	・保護受給者に対して、必要な手続きの担当窓口を案内し、担当課に連絡を行った。	A	◎	従来より保護受給者に対して、必要な手続きの担当窓口を案内し、担当課に連絡を行っているため。	保護課
			・被害者の負担軽減と迅速な手続き対応ができるよう情報共有シートを活用し、関係機関との連携強化を進める	・連携強化を行った。	A	◎	連携強化を行った。	障害福祉課
			・介護・福祉支援者間において共通書式である「生活支援チェックシート」を活用し、情報の共有をスムーズに行う。 ・医療・介護ネットワーク会議や介護事業所連絡会等を通じて関係者同士の「横のつながり」の強化に努め、情報共有を柔軟に行えるような体制づくりに努める。	・本市では以前より介護・福祉支援者間において共通書式である「生活支援チェックシート」を活用し、情報の共有をスムーズに行うようしている。 ・医療・介護ネットワーク会議や介護事業所連絡会等を定期的に開催し、関係者同士の「横のつながり」の強化に努め、情報共有を柔軟に行えるような体制づくりに努めることができた。	A	◎	特に医療・介護ネットワーク会議が活発化しており、以前に比べ医療機関と福祉専門職との連携が深まりつつある。	介護・高齢福祉課
			・担当課と連携をとりながら、被害者の心理的負担の軽減と窓口滞在時間の短縮を図る。	・担当課と連携をとりながら、被害者の心理的負担の軽減と窓口滞在時間の短縮を図った。	A	○	滞納整理システムの住所表示において、DV該当者については非表示設定にするシステム改修を行い、被害者の心理的負担の軽減に努めた。今後も担当課と連携をとりながら、被害者の心理的負担の軽減と窓口滞在時間の短縮を図っていく必要がある。	保険年金課
			・関係各課との情報共有を図る	・関係各課との情報共有を図ることができた。	A	◎	関係各課で情報共有の場を設けている	市民課
			・家庭児童相談室・男女共同参画課などDV防止関係所属と、情報の共有や手続きの一元化について検討する	・DV防止関係所属と情報の共有、手続きの一元化に向けての協議を検討した。	B	○	DV防止関係所属と情報の共有を図ることができた。今後も手続きの一元化について協議を継続していく。	学校教育課
			・被害者の負担を軽減できる体制づくりについての正しい理解促進をはかる	・校長会及び教頭会等の場で理解促進に努めた	A	◎	校長会及び教頭会等の場で理解促進を図った。	指導課
・男女共同参画課や福祉部門との情報共有や連携を強化する。	・男女共同参画課や福祉部門との情報共有や連携をおこなった。	A	◎	男女共同参画課や福祉部門との情報共有や連携をおこなった。	市営住宅課			
・職場内での研修等を通じて職員の意識づけを継続していく。	・職場研修において、DV被害者に関する証明発行や情報照会事務における情報漏洩防止を含む注意点を確認した。	A	○	DV被害者に関する証明発行や情報照会事務における情報漏洩防止を含む注意点を職場研修・特殊案件等の回覧等による職員間での周知・情報共有することを中心がけることができた。	市民税課			

四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画における施策進捗状況調査表

基本目標Ⅳ 被害者等の生活安定と自立支援
重点課題3 情報提供・管理の充実強化と手続きの一元化

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった

「2年間の評価」について
◎ 施策を推進することができた ○ 概ね推進することができた
△ あまり推進することができなかった × 推進できなかった

コード	推進施策	実施事業	26年度			2年間(H25～H26)の評価		担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況	評価	評価の説明(理由)	
2	住民基本台帳等の閲覧制限	・住民基本台帳等の閲覧制限の実施 ・手続きの同行支援の実施	・職場研修で職員のスキル及び意識向上を図る	・職場研修を実施し、職員のスキルおよび意識向上を図ることができた。	A	◎	職員研修で職員のスキル及び意識向上を図った。	市民課
			・住民基本台帳等の閲覧制限に関する情報提供及び支援を行う ・必要に応じ、市民課への手続きの同行支援を行う	・住民基本台帳事務における支援措置申出書への意見書交付 ・必要に応じ、市民課へ同行	A	◎	被害者の安全確保のため、閲覧制限の説明、閲覧制限の対象となるかの十分な聞き取りなどを行い、支援措置申出書への意見書を交付した。H25 27件 H26 35件	男女共同参画課
3	被害者及び同伴する子どもに関する適切な情報管理	・保育園・幼稚園及び学校におけるDV被害者等に関する対応マニュアルの作成	・被害者及び同伴する子どもの生活安定と自立に向けて、適切な情報管理を図っていく	・被害者及び同伴する子どもの生活安定と自立に向けて、適切な情報管理を図るよう、関係各課と協議を行った。	A	◎	被害者及び同伴する子どもの生活安定と自立に向けて、関係各課と協議を行い、園にて適切な情報管理を図ることができた。	保育幼稚園課
			・校内研修等の充実により、DV被害者の同伴する子どもの対応についての正しい理解促進を図るとともに、情報管理について十分配慮する	・各校において、DV被害者の同伴する子どもの対応についての正しい理解促進を図るとともに、情報管理について十分配慮した	A	◎	各校において、DV被害者の同伴する子どもの対応についての正しい理解促進を図るとともに、情報管理について十分配慮した。	指導課
			・平成21年7月13日付け文部科学省の通知「配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学について(通知)」に基づいて対応するとともに、DV避難のための転校事務には、平成22年度に作成した留意事項を確認し手続きを行う	・平成21年7月13日付け文部科学省の通知「配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学について(通知)」に基づいて対応するとともに、DV避難のための転校事務には、平成22年度に作成した留意事項を確認し手続きを行った。	A	◎	国の動向や市の方針に基づき、適切に対応した。	学校教育課
			・県内統一マニュアルの作成について県へ要望 ・市独自の被害者対応マニュアル作成の検討	・県に対し、県内統一した被害者対応マニュアルの作成(主に教育機関用)を要望	B	○	被害者避難については、市内で完結することはないため、少なくとも県内統一が望ましいと考えるが、県ではマニュアルを作成しないとの回答があったため、市独自のマニュアル作成を検討する。	男女共同参画課

四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画における施策進捗状況調査表

基本目標Ⅳ 被害者等の生活安定と自立支援
重点課題4 長期に及ぶ継続的な支援

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった

「2年間の評価」について
◎ 施策を推進することができた ○ 概ね推進することができた
△ あまり推進することができなかった × 推進できなかった

コード	推進施策	実施事業	26年度			2年間(H25～H26)の評価		担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況	評価	評価の説明(理由)	
1	継続的な支援の実施	・女性相談機能の強化(相談対応時間の拡大、専門相談の拡充、被害者支援のための講座等の開催)	・弁護士によるサポート体制の構築 ・臨床心理士によるサポート体制の構築 ・女性のための自己尊重講座の開催	・弁護士によるサポート体制の構築 ・臨床心理士によるサポート体制の構築 ・女性のための自己尊重講座の開催	A	◎	平成26年度より、弁護士、臨床心理士とのアドバイザー契約により、随時に専門家と相談できる体制が整ったことで、相談者への対応をより充実させることができた。	男女共同参画課
2	庁内の職務関係者に対する研修と連携の強化	・長期に及ぶ継続的な支援の必要性についての研修、啓発 ・各ネットワーク会議による連携の強化	・子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議等での、研修・啓発の実施	・DV防止講演会開催 1回 参加者数 51名 ・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議 12回開催(委員会2回、推進委員会2回、部会8回)	A	◎	関係者及び市民向けにDV防止講演会を実施し、平成25年度は「声なき声を聴くDV相談をめざして」を、平成26年度は「STOP! デートDV～防止のための基礎講座～」を開催した。参加者からの反響は大きかったが、参加者数が目標に届かず、更なる周知が必要。	男女共同参画課
			・階層別研修において、男女共同参画社会への取組について研修を実施	・階層別研修において、男女共同参画社会への取組について研修を実施	A	◎	階層別研修において研修を実施し、男女共同参画社会への取組について職員に周知を図った。	職員研修所
			・年4回、人権にかかる相談ネットワーク連絡会を開催予定	・人権にかかる相談ネットワーク連絡会を4回開催した。相談窓口情報の更新や、各課相談窓口の状況について意見交換をおこなった	A	◎	人権にかかる相談ネットワーク連絡会を年4回開催し、予定どおり実施できた。また、関係各課連携を図れるよう情報交換を行うことができた。	人権センター
			・相談内容に応じた関係機関との連絡、連携を図る	・子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議構成機関を中心とした、相談内容に応じた関係機関との連絡、連携を実施した。	A	◎	事業計画に基づき、事業を実施できた。	こども保健福祉課
3	関係機関、専門的支援団体との連携	・子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議における連携強化 ・NPO等被害者支援団体との情報交換、連携	・子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議への参加関係機関との連携強化を図る ・NPO等被害者支援団体との情報交換、連携を図る	・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議 12回開催(委員会2回、推進委員会2回、部会8回)	A	◎	子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議を活用した関係機関との連携強化を図るとともに、NPO等被害者支援団体主催の研修等に参加し、情報交換を行った。	男女共同参画課

2. 審議会による評価

(1) 総括評価(前期2年間の評価)

四日市市においては、平成25年3月に「四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画」を策定し、計画に基づき、DV防止や被害者の保護及び自立支援を行ってきた。

平成25年度から平成32年度までの計画期間のうち、平成25年度から平成26年度の2か年を前期として特に重要な課題に対して集中的に取り組む期間とし、「市民意識の広がり」、「若年層へのDV予防・人権教育」、「相談員の資質向上と相談員に対する支援」、「被害者の早期発見」の4つについて、新たな事業を展開したり、既存の事業を拡大したりするなど、重点的に取り組んできたことは評価できる。

しかし、これらの課題は短期で解決できるものではなく、非常に重要な課題であることから、今後も引き続き取り組みを進めていただきたい。特に、相談内容が多様化・複雑化していることから、婦人相談員の資質向上とメンタルケアについては、一層の配慮を行っていただきたい。

(2) 基本目標ごとの取り組みに対する評価

I. DVを許さない社会づくり

- ① 子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議と協力し、様々な事業を展開してきていることは評価できる。今後も協力のもと、活動の幅を広げ進めていただきたい。
- ② 中学生以上を対象としたデートDV予防教育出前講座だけでなく、小学生までの子どもたちに対しても、自己肯定感を育てるための男女平等教育を実施されてきたことは評価できる。今後も引き続き重点的に取り組んでいただきたい。

II. 安心して相談できる体制づくり

- ① スーパービジョン、弁護士や臨床心理士に随時に助言を求められるシステム、相談者に対して、より専門的な支援を行う体制を整えてきたことは評価できるが、数多くの相談を受ける相談員が精神的にも肉体的にも疲弊しないための体制として、相談室の人的配置も含め、充実させていくことが望まれる。

III. 被害者等の保護充実と加害者対策

- ① 子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議で、情報共有の場を随時に設け、実質化してきていることは評価できる。関係者に対する研修については、より多く行える手立てを検討し、実施していただきたい。

IV. 被害者等の生活安定と自立支援

- ① 目標指標を「DV相談者のうち継続相談者の割合」としているが、継続相談が多いと、新しい人の相談が入りにくくなる。DV被害者に対しては長期的な支援が必要となるため、相談員の大変さは推測できるが、これにより新たな相談への窓口がなくなることはないようにしていただきたい。